

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和元年 10 月

三重県人事委員会

(写)

人 委 第 7 1 号

令和元年10月11日

三重県議会議長 中嶋 年規 様

三重県知事 鈴木 英敬 様

三重県人事委員会

委員長 竹川 博子

職員の給与等に関する報告及び勧告

三重県人事委員会は、地方公務員法第8条第1項、第14条第2項及び第26条の規定に基づき、人事管理及び職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

目 次

別紙第1 報告	1
第1 人事管理に関する報告	2
1 人材の確保・育成	2
2 能力・実績に基づく人事管理の推進と組織力の向上	8
3 勤務環境の整備	9
4 臨時・非常勤職員に係る人事管理	13
5 高齢期の雇用問題	13
第2 職員の給与に関する報告	15
I 職員の給与を決定する諸条件等	15
1 職員の給与	15
2 民間従業員の給与等の調査	15
3 職員の給与と民間従業員の給与との比較	16
4 物価及び生計費等	18
5 国家公務員の給与	18
II 職員の給与に関する見解	20
1 本年の給与改定	20
2 住居手当	22
3 その他の課題	22
第3 むすび	24
別紙第2 勧告	25

参 考 資 料

報 告

持続可能で多様性を尊重する社会をめざした取組が進められる時代の変革期にあって、行政課題もますます多様化・複雑化・高度化する中、本県が卓越した自治体であるためには、新しい時代の流れに対応できるよう、これまでの制度、運用や慣行などを変えていくことが必要です。その中にあって、とりわけ人事行政は、あらゆる行政課題の解決や行政サービスの質の向上を図るうえで根幹となるものであり、的確な時代認識のもと、適切に運用していくことが肝要です。

限られた経営資源の中で、最少の経費で最大の効果を挙げるために、必要最小限の精鋭な組織・職員による公務能率の最大化は県民も希求し、効率的な行財政運営を行ううえで極めて大切であり、職員には行政の専門家としての資質や能力の向上とともに、自覚と責任感に裏付けられた行動力が求められます。

その方策として、優秀で多様な人材の確保、効果的な人材育成、能力の実証による任用、職務・職責に応じた給与制度、RPA^(※)等の先端技術を活用した業務の効率化による働き方改革などへの取組が重要です。

また、本県では、厳しい財政状況を踏まえ、特例条例による給与の減額措置が令和2年3月末を期限として実施されているところですが、任命権者においては、引き続き任用、給与、働き方などの人事行政が人件費に与える影響についても注視し、適切な対応を講じていくことが必要です。

これらのことを踏まえ、人事管理に関する主な課題と取組の方向性及び給与に関する調査結果とその見解について、次のとおり報告します。

※ RPA : Robotic Process Automation の略。

デスクワーク（主に定型作業）を、パソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが代行・自動化する概念。

第1 人事管理に関する報告

1 人材の確保・育成

(1) 人材の確保

少子化による受験年齢層の人口の減少や民間企業等の高い採用意欲などから、公務員の採用に係る環境は厳しい状況が続くとともに、国や自治体間の競合も激しく、優秀な受験者の確保が全国的に大きな課題となっています。

一方、行政課題が多様化・複雑化する中で、課題に的確に対応し、効率的な行政運営を行っていくことが求められており、そのような行政運営を担う優秀で多様な人材を確保することが必要です。

また、民間企業におけるいわゆる就職協定の廃止や新卒一括採用の見直しの動き、就職活動の早期化など、就職活動に関わる情勢の変化が見込まれます。

このような中、本県における採用の状況も厳しいものとなっています。図1から図3は各採用試験の申込者数の推移ですが、県職員採用候補者A試験については、昨年度から18.7%減少し、減少傾向が続いています。特に、一部の技術職においては、確保が非常に困難な状況になっています。同様に、警察官採用候補者試験及び教員採用選考試験においても、減少傾向が続いています。

本委員会や任命権者においては、これまでもホームページ、パンフレットやTwitter等の媒体のほか、説明会等の直接的な訴えかけをする機会を活用し、仕事の内容、本県で働くことの魅力ややりがいを伝えるなど、受験者確保に取り組んでいます。多様化・複雑化する行政を担い得る人材を確実に確保するためには、職員に求める能力や仕事の内容等について、県と受験者の間で認識のずれが生じないように、マッチングを意識することが大切です。加えて、本県で働きたいと思えるきっかけを提供することも必要であり、働きやすい勤務環境の整備や、各職員が能力向上やキャリアアップを図れるような職場風土づくりが求められます。

また、本委員会としては、採用をめぐる状況の変化も見極めながら、時代に合った柔軟な採用方法や効果的な広報活動を検討するとともに、これからの県政を担う優秀で多様な人材の確保に向け、どのような資質・能力を持つ人を求め、それを採用試験においてどのように見極めるのか、引き続き調査・研究を行い、改善を図っていきます。

図1：県職員採用候補者A試験 採用予定数及び申込者数の推移

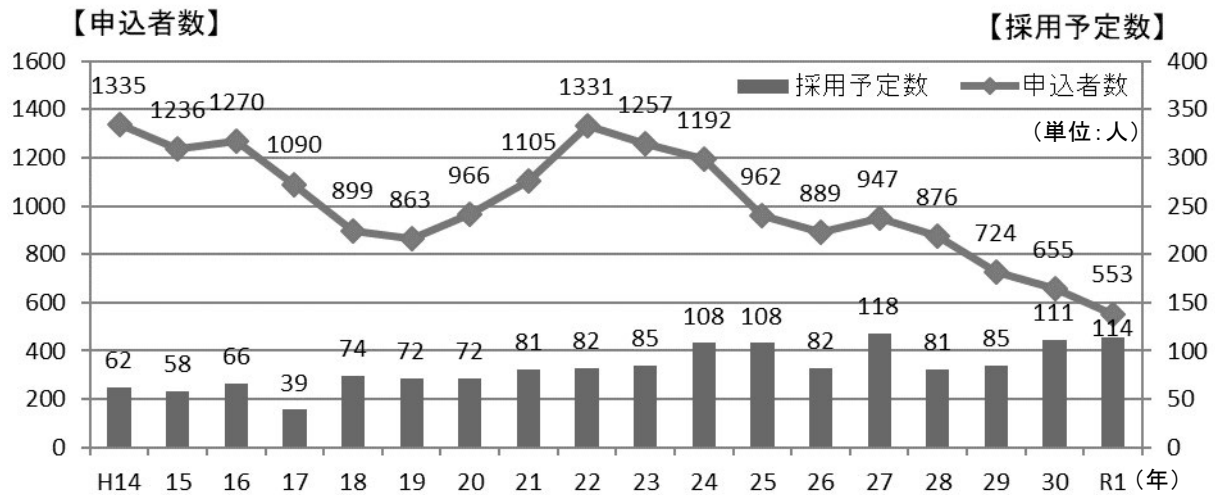


図2：警察官採用候補者試験 採用予定数及び申込者数の推移

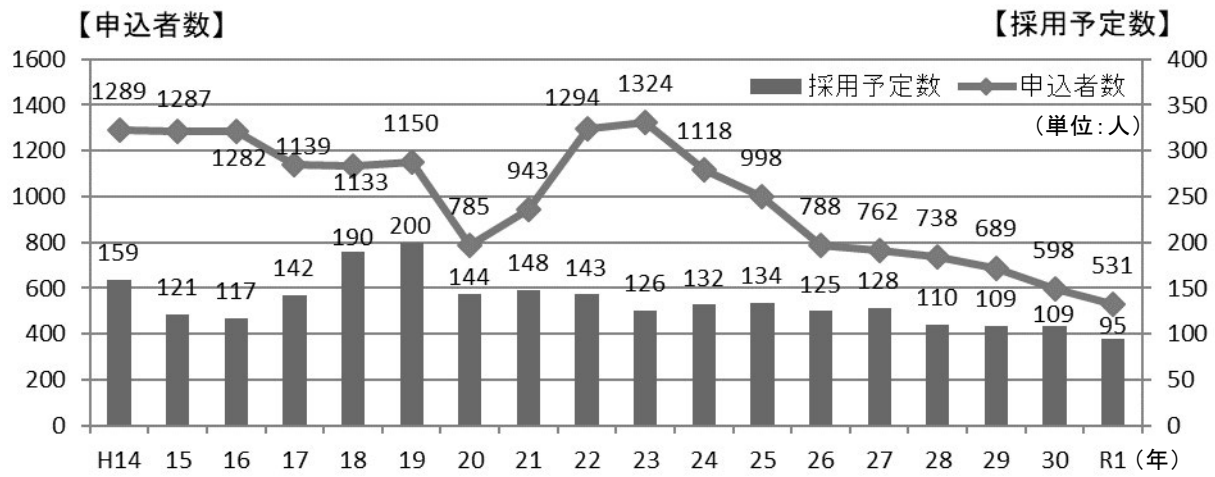
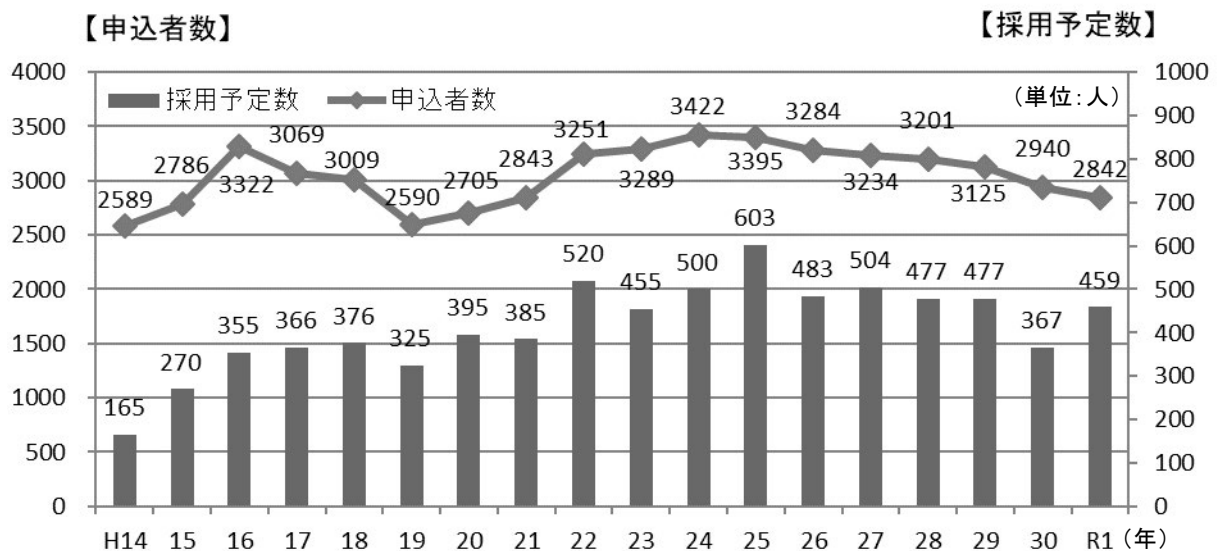


図3：教員採用選考試験 採用予定数及び申込者数の推移



(2) 人材の育成・活用

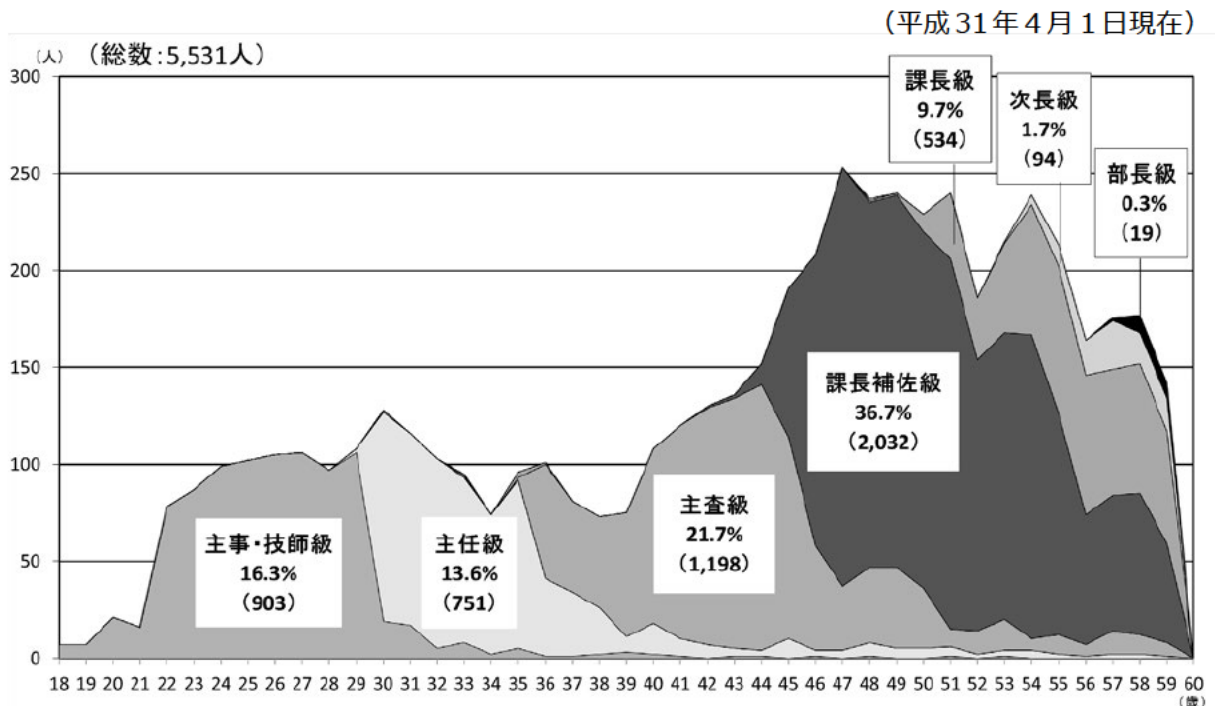
ア 人材の育成

本県では、「県民とともにアクティブに、新しい三重を創っていく日本一の職員」をめざすべき職員像とし、「仕事を通じた人材育成（OJT）」を最も重要な柱と位置づけて人材育成に取り組んでいます。

人材の育成は、実効性の高い行政運営を継続的に行ううえで極めて重要です。本委員会のこれまでの報告においても、効果的な人材育成の重要性と、図4から想定される将来の職員構成を見据え、高齢層に比べてかなり少数である若手・中堅職員に対する計画的で適切な育成の必要性を指摘してきています。

このような状況の中で、知事部局においては、平成30年度に全職員を対象とした「職員研修に関するアンケート」を実施し、より効果的な職員研修について検討を進めたほか、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上や変化が激しい時代の中で求められる人材の育成を進めるため、「挑戦する風土・学習する組織」及び「時代の変化に的確に対応できる多様な人材」をキーワードに令和2年度に向け「三重県職員人づくり基本方針」の見直しを進めています。

図4：年齢・職級別職員構成



(注)「平成31年人事統計調査」から、知事部局、各種委員会事務局、警察、県立学校、市町立学校の行政職給料表、研究職給料表、医療職給料表(二)、医療職給料表(三)適用職員の構成を示しています。

効果的な人材育成のためには、各職員が育成の必要性に対する強い意識を持つことも重要です。若手・中堅職員にあっては、図4にあるように、今後十数年の間には職員構成の多数を占める高齢層の職員が退職を迎え、これら職員が現在担っている職務を少数である自身の世代で担わなければならないことや、現在よりも早期にマネジメント層に登用される可能性があることを強く認識する必要があります。若い時から自身の能力向上の必要性について主体的に考え、常に学んでいく姿勢を持つことがこれまで以上に重要です。高齢層の職員にあっては、引き続き自身の能力向上に努めることはもちろんのこと、OJTが人材育成の最も重要な柱に位置づけられていることを踏まえ、これまでの豊富な経験から得た知識・技術を次の世代へ継承していかなければならないという意識を持つことが必要です。

本県においてもRPA等の導入が試行的に始まるなど、今後定型業務の効率化が急速に進むことが考えられます。人材育成の観点からも、これら技術を適切に活用できる職員の育成だけでなく、定型業務がRPA等に置き換わった際に全ての職員が引き続き能力を発揮できるよう、創造性や独創性といったRPA等が持たないような能力や資質がさらに重要となってきます。特に、今後ますます行政課題が多様化・複雑化する中で、新しい価値の創造、責任感に裏付けられた行動力、立場・価値観の相違を超えて調整する能力や困難を乗り越える能力などが求められます。そのためには、他者の考えや主張を正しく理解して円滑に対話を行い、臆することなく自らの考えを明確に述べ、ものごとを進めていく真のコミュニケーションを行う能力も必要です。

警察においては、警察学校その他の教養訓練施設における各種研修等を通じた人材育成を図っています。また、女性職員に対するキャリア形成支援として、昇任への不安の解消や意欲の向上を目的とするセミナーも実施していますが、引き続き全職員が活躍できるような組織力の向上に取り組むことが求められます。

教育委員会においては、各ライフステージで教員として求められる能力を明示した「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」を平成30年3月に策定し、各教員が教職生活全体を俯瞰しつつ、計画的・効果的に能力の向上に努めることができるような取組を行っています。教育課題の多様化・複

雑化に加え、今後も多くの教員の退職が見込まれる中、知識・技術を継承しながら若手や中堅教員を育成していくことが求められます。

イ 多面的・長期的な視点による人材の活用

社会全体の少子高齢化が進み、本県の職員構成も高齢化が進行していることから、これまで以上に、介護の事情を有する職員が増加すると見込まれます。これに加え、育児など様々な事情を抱える職員も含めた全ての職員が能力を発揮し、意欲を持って県職員としての職責を果たすためには、長時間労働を前提とした働き方を見直し、誰もが働きやすい組織・職場づくりに取り組むことが必要です。

これまでも、特に女性職員を中心に職域の拡大が進められてきましたが、今後の社会情勢や職員構成を考慮すれば、性差だけでなく、育児、介護、障がいなどの事情を有する職員についても、多様な働き方を可能とする環境整備を行ったうえで、職域の拡大を図り、長期的な人材の活用につなげる必要があります。

また、現在の職員構成においては、高齢層職員の割合が多く、自身が思い描いていたキャリアとは異なる職責や役割を担う職員が増えています。多様化・複雑化する行政課題を解決していくためには、高齢層職員がこれまで培ってきた知識・技術が必要であり、行政運営に習熟した高齢層職員の能力が最大限に発揮されることが不可欠です。

世代や性差、職員の抱える事情にかかわらず、全ての職員が高い意欲を持って働きがいを感じられるよう、多面的・長期的な視点から人材活用を進めることが重要です。

(3) 不祥事及び不適切事務の防止に向けた取組の徹底

県民の信頼を損なうような職員の不祥事や不適切事務の多発を受け、本委員会は昨年の報告で、不祥事・不適切事務の防止に向けた取組の徹底について強く言及しました。その後、任命権者においては、原因の分析や再発防止策を取りまとめるとともに、「懲戒処分の指針」を改正し、職員個人に起因するところの大きい故意等による不祥事に関する処分を厳格化しました。知事部局では、

各職員が「コンプライアンス宣言」に署名するとともに、職員一人ひとりが考えた「私のコンプライアンス宣言」を職員クレドカードに記入し、コンプライアンスを「自分事」として捉えられるよう取組を進めています。また、教育委員会では、本年3月に取りまとめた「不祥事の分析および対応策」をもとに、研修用事例シートを作成し、各県立学校において、本シートを活用したコンプライアンス・ミーティングを実施するとともに、校長が策定した不祥事根絶に係る行動計画に基づき取組を進めているところです。

しかし、本年度においても引き続き、不祥事や不適切な事務処理事案が発生しているところであり、職員の非違行為に対しては、懲戒処分も含め厳正に対応することが必要です。

不祥事防止については、職員一人ひとりが、自らを不断に厳しく律し、県民の信頼に値し得る確固とした倫理観と使命感を持って、日々、公務内外において自覚的に行動することが不可欠です。知事部局では、知事自らが職員と意見交換を行うなどの取組を進めていますが、各職員からのボトムアップによる発信や実践も含め、コンプライアンス取組の実効性のさらなる向上を図ることが重要です。また、教員については、度重なる不祥事事案の発生をみると、教員のコンプライアンス意識が依然として不十分であると言わざるを得ません。教員一人ひとりが、コンプライアンスを「自分事」と考え、実践できるよう、管理職員のマネジメントも含めた取組を改めて徹底する必要があります。

不適切事務の防止については、業務に関する職員の専門知識の向上や管理職員等のマネジメント能力の向上などに注力して取り組むとともに、職員が孤立しないよう周りの職員が気遣える組織であることが重要です。加えて、RPA等の先端技術を活用した業務の効率化・標準化を進めることにより、職員の業務負担の軽減を図り、正確で効率的な業務遂行につなげていく観点も必要です。職員が委縮することなく、三重県職員としての使命感を高く持って仕事に取り組むことができるよう、働きがいのある職場づくりを進めていく必要があります。

県民からの信頼回復に向け、非違行為に対しては厳正な対応を行うとともに、職員個人の不断の資質向上と、職員が意欲的に仕事に取り組むことのできる環境づくりを一層推進することにより、引き続き、組織を挙げてコンプライアンス

スの推進に取り組んでいくことが求められます。

2 能力・実績に基づく人事管理の推進と組織力の向上

平成27年4月から本格実施されている「県職員育成支援のための人事評価制度」をはじめ、各任命権者において人事評価が実施されています。

本委員会は、昨年報告でこれまでの人事評価の効果や課題の分析・検証を求めたところですが、知事部局の「平成30年度 中間面談等の実施状況に係るアンケート調査」によれば、強み、弱みを踏まえた適切な指導・助言が行われたかを問う設問に対し、「十分にできた」「概ねできた」と回答した職員は、併せて約8割います。

一方、個別の意見には「評価者によって評価が異なる」「面談が形式的である」旨の意見が寄せられています。また、評語が比較的高い水準に偏っているなど、評価の公平性・客観性について、本県の人事評価制度に課題が残されているといえます。これは、人材育成を組織として強調するあまりに、被評価者への低い評価は、所属長の指導力不足が一因であるとする考え方や、被評価者の意欲低下を招くといった考え方などによるものと考えられます。

本来、人事評価制度を効果的に運用するためには、職員の能力、実績や意欲を適切に把握し、今後の成長につなげることが大切です。そのためには、目標の設定と管理が重要です。職級、年代に応じた目標を丁寧に設定するとともに、職員の成長に合わせて計画的に設定されるべき目標レベルが、評価者の異動等によって一貫性のない目標にならないための措置を講じる必要があります。

例えば、簡単に届かず、遠すぎてあきらめるわけでもない、120%の力を出せば達成できる、いわゆるストレッチゴール^(※)の目標を設定し、その目標を達成する経験を人材育成に生かすことが有効とされており、このような個人の目標を所属長が組織的に管理していくことも重要です。

地方公務員法では、人事評価を任用、給与、分限等の人事管理の基礎として活用することとしています。各任命権者においては、職員の育成支援とともに各職級に求められる職責を果たしているかなどを的確に評価し、下位の評語も含め各評語の水準に応じた適正な評価により、能力、実績に基づく人事管理を進める必要があります。

また、人事評価等の能力の実証に基づき、勤務成績が良好でない職員については、降任・免職等の分限処分も含めた厳正な対応を行うことも必要です。

加えて、知事部局における職員の年齢構成等を鑑みれば、一般的なキャリア形成とは別に、現在実施されている専門監制度、スペシャリストコース制度といった複線型人事管理の仕組みを拡充し、全ての職員が能力を発揮し充実したキャリアデザインを描くことのできるような取組を進める必要があります。

各任命権者においては、限られた経営資源のもと、これまで以上に効率的、効果的な人事行政を進めていくことが求められています。能力・実績に基づく人事管理、強み・弱みを踏まえた人材育成や活用などを通して、「職員全体の意欲・能力の向上」と「職員のやりがいを引き出す組織風土の醸成」による「組織力の向上」を一層進めていく必要があります。

※ ストレッチゴール【stretch goal】：個人や組織において、手を伸ばすだけでは届かず、背伸びをして手を伸ばさないとつかめないような難度の目標。

3 勤務環境の整備

(1) 長時間労働の是正と健康対策の推進

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」による労働基準法等の改正及び国家公務員においても超過勤務命令の上限等が設けられたことを踏まえ、本県においても時間外勤務命令の上限等に係る制度改正が行われ本年4月から施行されています。

職員の健康確保の観点等から「長時間労働を是正する」という時間外勤務命令の上限等に係る制度の趣旨を一人ひとりが正しく理解したうえで、組織全体で業務の削減、効率化に取り組む必要があります。所属長においては、事前命令の徹底や業務の平準化などの労務管理及び公務能率の向上に向けた職員の育成にこれまで以上に積極的に取り組むなどマネジメントの強化が求められます。

また、RPA等の導入が試行的に始まろうとしていますが、先端技術を活用した業務の効率化・標準化を図り職員の業務負担を減らすことで時間外勤務の縮減につなげることが重要です。

一方、月80時間を超えて時間外勤務を行う職員やメンタル疾患による休職者なども依然としてみられることから、任命権者においては、職員の命や健康を

守るための健康対策についても、より一層推進していくことが重要です。

本委員会としても、制度の適正な運用や労働安全衛生の状況などについて、引き続き勤務環境調査等を通じ状況の把握に努め、これまで以上に勤務環境の整備が図られるよう任命権者と連携して取り組みます。

(2) 知事部局等における取組の推進

職員の健康確保等の観点から、時間外勤務は特定の所属や職員に偏ることのないよう平準化が図られるべきですが、時間外勤務時間数を所属別に比較すると、部局内で二極化している傾向があるため、その解消に向けた取組の必要性について、本委員会はこれまでも報告で指摘してきているところです。

それらも受けて、昨年12月及び本年6月に行われた中央労使協働委員会の場で、労使のトップである知事と職員団体の委員長により部局内二極化解消に向けた取組を進めることについて確認が行われました。

二極化解消に向けた取組を実効性のあるものとするためには、特定の職員に時間外勤務を偏らせないという視点を強く持ち、部長、副部長、主管課長、所属長等が、地域機関を含む部局内の人員や業務の配分、課等を越えた応援体制の取組などを適切に行うことが欠かせません。また、新たに設けられた時間外勤務命令の上限等も踏まえ、思い切った事業の見直し、先端技術の活用、形式的な業務の排除などによる業務の削減、効率化に取り組むとともに、部局全体を見据えた取組を一丸となつて進めることが必要です。

(3) 学校現場における労務管理の推進

学校が抱える課題が複雑化する中、教員の長時間勤務の実態が看過できない状態にあるといえます。いわゆる「超勤4項目」(①生徒の実習 ②学校行事 ③職員会議 ④非常災害、児童生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合等)以外の業務について、教員はその業務内容の特殊性から時間外勤務命令を受けことはありませんが、実態として「超勤4項目」以外の業務に対応する時間が長時間化しています。

教員の働き方改革は喫緊の課題であり、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」(平成31年1月文部科学省)により、教育委員会におい

て上限に関する方針等を策定することとなっており、検討が進められています。方針等の内容が実効性のあるものとなるためには、勤務環境が整備されるとともに、教員一人ひとりが働き方改革の必要性を真に理解することが必要です。

県教育委員会や市町教育委員会による労務管理、各学校における管理職員のマネジメントの必要性についてはこれまでも報告で言及しているところですが、教員の長時間勤務が社会問題となる中、教員の健康確保のために、これまで以上に本気で労務管理に取り組むことが必要です。

また、労務管理を監視する役割を担う労働基準監督機関としての取組も重要です。市町立小中学校に関する労働基準監督機関の職権は当該市町長が、県立学校に関する労働基準監督機関の職権は本委員会が有していますが、本年5月に各首長が一堂に会する場において、本委員会委員長から労働基準監督機関としての連携・協力と、小中学校教員の総勤務時間の縮減に向けた取組を要請しました。今後も各市町長と連携し、教員に関する新たな労務管理の促進に取り組んでいきます。

(4) 警察における労務管理の推進

警察職員のワーク・ライフ・バランスの確保に向け、全ての部門で休みの取れる働き方を確立しつつ、いざというときには集中して働くというメリハリのある勤務環境の整備をめざした取組が推進されています。週休日の宿日直勤務の振替を一層推進し時間外勤務時間の縮減につなげるなど、様々な取組により全体として改善が進んでいる状況がありますが、所属による差があることから、どの所属においても労務管理を的確に行うことが必要であり、その徹底を通じた真に風通しの良い職場風土を根付かせることも重要です。

また、他律的所属の指定の範囲は、必要最小限に抑えられるべきですが、警察においては、勤務の特殊性から警察署全体が他律的所属として整理がされています。このため、警察署内の課の枠を超えた業務の平準化に取り組むことが必要です。

併せて、警察職員の働きやすい環境の整備に向けては多様な視点での取組が重要です。本年2月には、警察行政の運営を管理監督する公安委員会と本委員会が連携し、公安委員と人事委員による意見交換会を実施し、「働き方改革に関

する取組が進められる中、その取組が実効性を得た組織となることが重要である」ことを相互に確認しました。今後も両委員会が連携し、より良い人事行政に向けた取組を推進していきます。

(5) 仕事と家庭の両立支援

人口減少及び少子高齢化が進展する社会においては、育児・介護を担う職員や障がいのある職員などの多様な人材が、仕事と家庭を両立するとともに、多様化・複雑化する行政課題の解決に向けた担い手として、その能力を発揮することが欠かせません。

任命権者においては、これまでも両立支援の勤務環境整備を進めてきたところですが、加えて、多様な働き方に向けては、テレワーク（サテライト勤務、モバイルワーク）の試行や朝型勤務の本格実施に取り組んでいます。

誰もが働きやすい職場は、職員の仕事に対する意欲の向上及び家庭生活の充実につながるものであり、管理職員をはじめ職員一人ひとりが、様々な事情を有する職員を共感を持って理解し、柔軟で多様な働き方について認識を深め、ともに働く仲間として支えあう組織風土を築き上げていくことが必要です。

仕事と家庭の両立を実現するための前提としては、前述したように、業務の効率化・標準化を進め、職員の業務負担の軽減を図ることが欠かせません。激変する社会情勢の中、各任命権者においては、RPA等の先端技術を活用した業務の効率化に留まらず、行政運営のあり方・進め方全般について、中長期的かつ抜本的な視座から業務削減に向けた見直しを進めていくことも必要です。

また、誰もが働きやすい職場に向けて仕事と家庭の両立を支援することは、優秀で多様な人材を確保するためにも欠かせない観点であり、組織を挙げて積極的に取り組んでいくことが求められます。

(6) ハラスメントのない職場環境づくり

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなど、あらゆるハラスメントは、職員の尊厳を傷つけ、その能力発揮を妨げるとともに、職場の雰囲気悪化させ、公務能率の低下をもたらすものです。

任命権者においては、本年2月、職員自身がLGBTをはじめ多様な性的指向・

性自認について理解を深め、適切な行動ができるよう、職員向けのガイドラインを作成しました。さらに4月には、新たに妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントを追加したハラスメント防止に関する基本方針を策定するなど、ハラスメントの防止及び排除に向けた取組が進められていますが、依然として、これらに関する職員相談が本委員会にも寄せられています。

ハラスメントはその態様等によっては懲戒処分の対象となり得るものです。誰もが人格を尊重され、能力を最大限に活用できる働きやすい職場を実現するため、任命権者においては、ハラスメントに関する正しい理解の促進や、日頃から相談しやすい職場の雰囲気づくりに努めるなど、引き続き防止対策に取り組むことが必要です。

4 臨時・非常勤職員に係る人事管理

臨時・非常勤職員は、現状において地方行政サービスの重要な担い手となっており、職員一人ひとりが、高い意欲を持って能力を十分に発揮して勤務できるよう、適切な勤務環境を整備する必要があります。

本県においては、令和2年4月からの会計年度任用職員制度の導入に向けて、勤務条件等の検討・整備を進めているところですが、学校現場において臨時的に任用される講師も含め、臨時・非常勤職員については職務の内容と責任に応じた処遇が確保されるよう、制度設計を行うことが必要です。また、教員の働き方改革が課題となる中、教員の多忙解消を図り、正規教員と講師の間に不合理な処遇格差を生じさせないためには、正規教員の比率向上を進めていくことも重要です。

加えて、国においては、国家公務員の非常勤職員について夏季休暇の新設が予定されているところであり、本県においても、国との均衡を踏まえた適切な休暇の設定を行い、職員の働きやすい環境整備を図ることが必要です。

5 高齢期の雇用問題

公務員の定年の引上げについては、本年8月に行われた人事院の「公務員人事管理に関する報告」においても、定年の65歳への段階的な引上げを実現するための措置が早期に実現されるよう改めて要請されており、現在、国において検討が進められているところです。

少子高齢化が進展する中において、多様化・複雑化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、定年延長を見据えた人事管理について検討していく必要があります。

また、社会の動向として、高齢期にある者が働き手となり、勤務形態も多様化していくことが今後、一般的になると想定されます。社会全体で高齢期の働き方が変化していく中であっては、これまで培ってきた経験を踏まえ職員自身が公務内外でのライフプランを改めて展望することも考えられます。

こうした状況の中で、定年の引上げに際しては、若年・中堅層職員も含めた人事管理全体の見直しや、人事評価に基づく昇任管理の厳格化などの取組を進めるとともに、現行の再任用制度との整合も含め、本県の実情に沿った制度設計となるよう検討することが重要です。本委員会においても、今後の国による制度設計等の動向を注視し、定年引上げに関する法案成立時には、定年引上げの措置が講じられるよう、任命権者と連携しながら検討を進めていきます。

第2 職員の給与に関する報告

I 職員の給与を決定する諸条件等

職員の給与に関する条例、公立学校職員の給与に関する条例等の適用を受ける職員の給与、民間従業員の給与及び物価・生計費等職員の給与を決定する諸条件等について、調査・検討を行ってきた概要は、次のとおりです。

1 職員の給与

本委員会が実施した「平成31年人事統計調査」の結果によると、本年4月1日現在、警察官、教員等を含めた再任用職員を除く職員の数は、20,128人でした。これらの職員は、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、研究職、医療職等10種類の給料表の適用を受けていました。これらの職員の本年4月の平均給与月額は、400,475円でした。なお、現在、職員に対して知事等の給与の特例に関する条例（以下「特例条例」という。）による職員の給与の減額措置（以下「減額措置」という。）が実施されており、減額措置後の平均給与月額は、399,330円でした。

このうち、行政職給料表の適用を受けている者は、5,030人であり、その平均給与月額は、387,826円（平均年齢44.2歳）でした。なお、減額措置後の平均給与月額は、386,273円でした。

（参考資料 I 職員給与関係資料 参照）

2 民間従業員の給与等の調査

（1）職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と民間従業員の給与との精密な比較を行うため、人事院と共同し、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の三重県内の民間事業所を対象に、「2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査」を実施しました。当該調査は、県内775の民間事業所から層化無作為抽出法によって抽出した163事業所を対象としました。

調査にあたっては、公務の行政職に類似すると認められる事務・技術関係の従業員（22職種7,655人）に対して、本年4月分として支払われた給与月額等のほか、各事業所における特別給の支給実績、給与改定の状況等について実

地により、詳細に調査を行いました。併せて、研究員、医師等（54 職種 1,178 人）についても、同様の調査を行いました。

（2）調査の実施結果等

本年の「職種別民間給与実態調査」の主な実施結果は次のとおりでした。

ア 給与改定の状況

本年の給与改定の状況は、一般の従業員（係員）でみると、ベースアップの慣行がない事業所の割合は 50.3%（昨年 56.4%）、ベースアップを実施した事業所の割合は 40.4%（同 35.0%）、ベースアップを中止した事業所の割合は 9.3%（同 8.6%）であり、ベースアップを実施した事業所の割合が昨年に比べ 5.4%増加していました。

また、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は 94.8%（昨年 93.4%）であり、昨年に比べ 1.4%増加していました。

（参考資料 II 民間給与関係資料 第 17 表、第 18 表 参照）

イ 初任給の状況

初任給の状況をみると、新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で 57.1%（昨年 63.2%）、高校卒で 46.7%（同 53.2%）となっており、そのうち大学卒で 50.0%（同 52.7%）、高校卒で 56.7%（同 58.4%）の事業所で、初任給を増額していました。一方、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で 48.7%（昨年 47.3%）、高校卒で 43.3%（同 41.6%）でした。

（参考資料 II 民間給与関係資料 第 14 表 参照）

3 職員の給与と民間従業員の給与との比較

（1）月例給

ア 公民給与の較差

「平成 31 年人事統計調査」及び「2019 年（平成 31 年）職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあつては行政職給料表適用職員、民間事業所の従業員にあつてはこれに相当する職種の者について、責任の度合、学歴及び年齢が対応すると認められる者同士の本年 4 月分として支払われた

給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行ったうえで、その公民給与の較差（以下「公民較差」という。）を算出しました。

民間従業員の給与と比較する職員の給与については、人事委員会勧告制度に基づく本来支給されるべき職員の給与水準を基に比較することが適当であることから、減額措置前の職員の給与を基準として比較を行いました。その結果、次に示すとおり、職員の給与が民間従業員の給与を1人当たり平均142円（0.04%）下回っていました。

なお、減額措置後の職員の給与を基準として比較を行うと、職員の給与が民間従業員の給与を1人当たり平均1,721円（0.44%）下回っていました。

公 民 較 差

区 分	減額措置前	(参考) 減額措置後
民間従業員の給与 (A)	391,210円	391,210円
職員の給与 (B)	391,068円	389,489円
公民較差 (A)-(B)	142円 (0.04%)	1,721円 (0.44%)

(注) 1 (A)及び(B)の「給与」とは、本年4月の「きまって支給する給与」から通勤手当、時間外手当等を除いたものです。

2 (B)の対象となる職員は、行政職給料表適用者5,030人（再任用職員を除く。）から、民間事業所の従業員と同様に本年度の新規学卒の採用者を除いた4,946人です。

イ 民間事業所における扶養（家族）手当の状況

扶養（家族）手当の平均支給月額、配偶者と子2人の場合は26,965円となっており、職員の現行支給月額と概ね均衡していました。

(参考資料 II 民間給与関係資料 第15表 参照)

ウ 民間事業所における住居(住宅)手当の状況

住居(住宅)手当の支給状況は、借家・借間居住者に対して手当を支給している民間事業所における最高支給月額の中位階層は、25,000円以上26,000円未満となっており、職員の現行支給額と概ね均衡していました。

(参考資料 II 民間給与関係資料 第21表 参照)

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、給与月額に相当しており、職員の特別給である期末・勤勉手当の年間平均支給月数(4.45月)が民間事業所の特別給の支給割合を0.04月分下回っていました。

なお、職員の勤勉手当については、平成29年4月1日から令和2年3月31日までの間、特例条例により年間0.085月分減額されています。

(参考資料 II 民間給与関係資料 第16表 参照)

4 物価及び生計費等

本年4月における消費者物価指数(総務省統計局)は、昨年同月に比べると全国で0.9%、津市で0.8%上昇していました。

「家計調査」(総務省統計局)によると、勤労者世帯の消費支出は、本年4月時点では、全国で昨年同月比名目0.7%の増加、津市で同17.5%の増加となっていました。また、本委員会が「家計調査」を基礎として算定した本年4月における津市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ131,940円、170,200円及び208,460円となりました。

「毎月勤労統計調査地方調査(パートタイム労働者を含む。事業所規模30人以上)」(県統計課)によると、本年4月の「きまって支給する給与」は、前年比で1.4%上昇していました。

本年4月の有効求人倍率は、三重県で1.73倍(昨年同月1.72倍)(三重労働局)、全国で1.63倍(同1.60倍)(厚生労働省)となっており、また本年4～6月期の完全失業率(モデル推計値、総務省統計局)は、三重県で1.1%(昨年同期1.3%)、全国で2.4%(同2.5%)となっていました。

参考資料	III 生計費関係資料	参照
	IV 労働経済関係資料	

5 国家公務員の給与

(1) 人事院勧告

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与等に関

する報告及び勧告を行いました。その概要は次のとおりです。

ア 民間給与との較差に基づく給与改定等

(ア) 民間給与との比較

- ・月例給：民間給与との較差 387 円 (0.09%)
- ・特別給：民間の支給割合 4.51 月分 (公務の支給月数 4.45 月)

(イ) 給与改定の内容

【月例給】

- ・俸給表：行政職俸給表（一）は民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を 1,500 円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を 2,000 円引上げ。これを踏まえ、30 歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定（平均改定率 0.1%）

その他の俸給表は、行政職俸給表（一）との均衡を基本に改定
専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし

【特別給】

- ・民間の支給割合に見合うよう引上げ（4.45 月→4.50 月）
- ・民間の支給状況等を踏まえ、引上げ分を勤勉手当に配分

【その他】

- ・住居手当：公務員宿舎使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を 4,000 円引上げ（12,000 円→16,000 円）。これにより生ずる原資を用いて、民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を 1,000 円引上げ（27,000 円→28,000 円）

手当額が 2,000 円を超える減額となる職員については、1 年間、所要の経過措置

(ウ) 実施時期

- ・月例給等：平成 31 年 4 月 1 日（住居手当については令和 2 年 4 月 1 日）
- ・特別給：法律の公布日

イ 給与制度における今後の課題

職員の職務・職責や専門性の重視、能力・実績の反映等の観点からの取組

を引き続き推進。民間企業における定年制の状況等を踏まえながら、給与カーブのあり方について検討

(2) 平均給与月額等

平成 31 年 4 月 1 日時点における国家公務員の行政職俸給表（一）の適用者は 139,782 人（新規採用者、再任用職員等を除く。）であり、その平均給与月額は 411,123 円、平均年齢は 43.4 歳となっています。国家公務員の平均給与月額は、ここ数年は横ばいとなっています。また、国の組織区分別で平均給与月額をみると、本府省が 451,922 円、管区機関が 416,977 円、府県単位機関で 395,361 円、その他の地方支分部局で 386,067 円となっています。（令和元年人事院勧告 参考資料第 1 表及び第 3 表）

II 職員の給与に関する見解

職員の給与決定の基礎的条件である職員の給与と民間従業員の給与との較差、物価及び生計費等の動向並びに国家公務員に対する人事院勧告等は前記 I のとおりであり、これらに基づき、本委員会は次のとおり報告します。

1 本年の給与改定

(1) 改定の基本的な考え方及び必要性

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に対応した適正な給与を確保する機能を有するものです。地方公務員法に定める給与決定の諸原則を基本に、国家公務員や他の地方公共団体職員の給与等も考慮しつつ、民間従業員の給与との均衡を図る給与の決定方法は、最も合理的であり、職員をはじめ広く県民の理解が得られるものと考えています。

地方公務員法は、給与について均衡の原則を求めていることから、改定にあたっては、国家公務員や他の地方公共団体職員の給与等も考慮しつつ、「職種別民間給与実態調査」の結果による地域の民間従業員の給与との均衡を図るよう改定することが必要です。

(2) 改定の基本方針

本年は、前述のⅠの3(1)アのとおり職員の給与が民間従業員の給与を142円(0.04%)下回っていました。

本委員会では、この較差を解消するために基本的な給与である月例給の改定を検討しました。しかし、本年の公民較差は142円と小さく、国の勧告後の俸給表構造を基本とした改定は難しいため、給料表改定を見送ることとしました。

また、諸手当による月例給の引上げについても検討し、地域手当については昨年0.1%単位の引上げ改定を行ったところですが、本年については改定に見合うような較差が生じていないので引上げを見送りました。扶養手当についても平成29年度からの見直し中でもあることから、改めての見直しは適当ではないと考えます。

特別給である期末・勤勉手当については、前述のⅠの3(2)のとおり、職員の年間の支給月数が民間の特別給の支給割合を0.04月分下回っていたため、民間の特別給の支給割合に見合うよう、支給月数の引上げ改定を行います。

(3) 改定すべき事項

期末・勤勉手当

期末・勤勉手当については、民間事業所の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げ、4.50月とします。

支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を参考に勤勉手当に配分し、本年度においては12月期の勤勉手当の支給月数を0.925月から0.975月へ引き上げ、令和2年度以降においては6月期及び12月期の勤勉手当の支給月数がそれぞれ0.95月となるよう配分します。

また、行政職給料表10級の特号給の適用を受ける職員の勤勉手当及び任期付研究員並びに特定任期付職員の期末手当についても、0.05月分それぞれ支給月数を引き上げます。

2 住居手当

住居手当については、本年の人事院勧告にて公務員宿舍の使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を引き上げ、この改定により生ずる原資を用いて、民間における住宅手当の支給状況等を踏まえ、最高支給限度額を引き上げるとされたところです。

本県においては、国に準拠した制度ではなく、宿舍使用料の大幅な引上げが行われていないものの、住居手当の支給実態や国や他の地方公共団体の状況等を踏まえ、本委員会としてはその取扱いについて検討することとします。

3 その他の課題

(1) 今後の給与制度のあり方

本県の現行の給料表は、平成 27 年の国の勧告後の俸給表構造を維持したうえで、引上げ改定を行ったものです。一方、国は平成 27 年以降、中高齢層に比べ初任給・若年層に手厚い引上げ改定を実施し、本年は初任給・若年層に限定した引上げ勧告を行いました。そのため、本県の給料水準は、国や他の地方公共団体と比較すると、若年層はほぼ均衡しているのに対し、中高齢層は高くなっています。「第 1 人事管理に関する報告」の「1 人材の確保・育成」にて言及したように、公務員採用に係る競合が激しくなり、人材の確保が大きな課題となっている状況もあることから、これまでの給料表改定の考え方を踏まえつつ、今後の給与制度のあり方を検討していく必要があります。

(2) 高齢期職員の給与

本年の人事院の「職員の給与に関する報告」では、民間企業における定年制の状況等を踏まえながら、60 歳前の給与カーブを含めた給与カーブのあり方について検討を行っていくとしています。

本委員会としても定年の 65 歳への段階的な引上げについての国や他の地方公共団体の動向を注視しつつ、定年延長を見据えた人事管理や本県の実情に沿った制度設計に対応した高齢層職員の給与のあり方について検討していく必要があります。

(3) 「能力・実績に基づく人事管理」に伴う給与制度の確保

「第1 人事管理に関する報告」の「2 能力・実績に基づく人事管理の推進と組織力の向上」においては、人事管理における人事評価の重要性について言及したところです。もとより、地方公務員法において人事評価は「任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するもの」とされています。給与制度はこれ単体では効果的に機能せず、公平性・客観性が確保された人事評価及びそれを基礎として行われる任用があつて初めて適正な給与制度が確立されます。また、適正な人事管理のもとに給与制度が確立されると同時に、その運用方法についても適正性が求められます。

任命権者においては、これらの視点を共有しつつ人事管理上の問題について取り組む必要があります。「能力・実績に基づく人事管理」に伴う給与制度を確保していく必要があります。本委員会においても、任命権者の取組と並行し、人事管理及び給与制度について絶えず調査研究を行っていきます。

第3 むすび

人事委員会は、地方公務員法に基づき設置され、人事行政に関する事項について調査し、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行う人事行政の専門機関として位置づけられています。

本報告では、人事行政の根幹である人事管理における諸課題について調査・研究し、将来を見据えた取組の方向性について言及しました。優秀で多様な人材の確保、長期的な視点による人材育成、時間外勤務の上制限を踏まえた労務管理、人事評価における適切な目標設定の重要性などを述べましたが、全ての職員がやりがいを持って活躍することが必要との考えに基づき報告したところです。

また、人事院が本年も月例給及び特別給の引上げを勧告したところですが、本委員会は特別給のみ改定を行うこととしました。

職員を取り巻く環境が、多様化・複雑化し、新たな課題も山積しています。

本報告及び勧告を踏まえた人事管理の実施には困難が伴うことも予想されますが、任命権者にあっては、変革することを恐れず課題に取り組まれるとともに、日々の人事管理の諸問題についても当事者意識を持って向き合い、迅速な対応を図っていただくよう要請します。

県議会及び知事におかれましては、給与勧告制度が、職員の労働基本権制約の代償措置であることに対し深い理解を示され、本年の人事委員会勧告を完全に実施されるよう要請します。

別紙第2

勸 告

次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和 29 年三重県条例第 67 号）、公立学校職員の給与に関する条例（昭和 30 年三重県条例第 10 号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 12 年三重県条例第 72 号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年三重県条例第 61 号）を改正することを勧告する。

I 給与改定のための関係条例の改正

1 職員の給与に関する条例及び公立学校職員の給与に関する条例の改正

勤勉手当

（1）令和元年 12 月期の支給割合

ア イ及びウ以外の職員（再任用職員を除く。）

勤勉手当の支給割合を 0.975 月分とすること。

イ 特定管理職員（再任用職員を除く。）

勤勉手当の支給割合を 1.175 月分とすること。

ウ 行政職給料表 10 級の特号給の適用を受ける職員

勤勉手当の支給割合を 1.025 月分とすること。

（2）令和 2 年 6 月期以降の支給割合

ア イ及びウ以外の職員（再任用職員を除く。）

6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.95 月分とすること。

イ 特定管理職員（再任用職員を除く。）

6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.15 月分とすること。

ウ 行政職給料表 10 級の特号給の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分とすること。

2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

期末手当

(1) 令和元年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.725月分とすること。

(2) 令和2年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

II 改定の実施時期

この改定は、令和元年12月1日から実施すること。ただし、Iの1の(2)及び2の(2)については令和2年4月1日から実施すること。

参 考 资 料

目 次

I 職員給与関係資料

平成31年人事統計調査の概要	29
第 1 表 総括表	31
第 2 表 給料表別、部局別職員数	32
第 3 表 給料表別、部局別平均給与月額	33
第 4 表 給料表別、級別平均給料、平均年齢及び平均経験年数	34
第 5 表 給料表別、級別、号給別職員数	36
第 6 表 給料表別、級別、年齢別職員数	58
第 7 表 給料表別、級別、学歴別職員数	70
第 8 表 扶養の状況	72
その 1 扶養親族数別職員数	72
その 2 扶養親族数	72
その 3 扶養手当の状況	73
第 9 表 住居手当の状況	74
第 10 表 通勤手当の状況	75

II 民間給与関係資料

2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査の概要	77
第 11 表 産業別、企業規模別調査事業所数	78
第 12 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	79
第 13 表 職種別、企業規模別、学歴別給与額	80
その 1 公民給与比較の職種	80
(1) 規模計	80
(2) 規模500人以上	83
(3) 規模100人以上500人未満	86
(4) 規模100人未満	89
参 考 行政職給料表の職務の級と民間事業所従業員との対応格付表	92
その 2 その他の職種	93
第 14 表 初任給の改定状況	94
第 15 表 扶養（家族）手当の支給状況	94
第 16 表 特別給の支給状況	95
第 17 表 給与改定の状況	95
第 18 表 定期昇給の実施状況	95
第 19 表 定期昇給制度の状況	96
第 20 表 冬季賞与の考課査定分の配分状況	96
第 21 表 住居（住宅）手当の支給状況	96

III 生計費関係資料

平成31年4月の標準生計費算定方法	98
第22表 費目別、世帯人員別標準生計費（平成31年4月）	99
その1 津市	99
その2 全国	99
参考 費目別、世帯人員別生計費換算乗数	99

IV 労働経済関係資料

第23表 労働経済指標	100
-------------	-----

V 経年統計資料

第24表 部局別、給料表別職員数の状況	102
第25表 給料表別職員数、平均給料月額、平均年齢及び平均経験年数の状況	104

I 職員給与関係資料

- 1 各種委員会とは、教育委員会、県議会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会及び海区漁業調整委員会の各事務局をいう。
- 2 知事部局等とは、知事部局、警察、各種委員会、県立学校をいう。

平成31年人事統計調査の概要

1 調査の目的

この調査は、地方公務員法に規定する趣旨に基づき、職員の給与等の実態を把握し、人事行政上の能率的運営に資するために必要な基礎資料を作成する目的で実施したものである。

2 調査の時期

平成31年4月1日

3 調査の対象

職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例、職員の再任用に関する条例、公立学校職員の給与に関する条例、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例並びに県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける常勤職員（休職者、外国派遣条例に基づく派遣職員、育児休業中の職員、育児短時間勤務職員等、配偶者同行休業職員、大学院修学休業中の職員、公益法人等派遣職員、介護職専免・福利厚生等休暇（家族介護のための休暇）を受けている職員及び1年以内の任期を限って任用されている職員（任期付職員、任期付研究員及び再任用職員を除く。）を除く。）で平成31年4月1日に在職する者

4 調査の項目

所属名、氏名、性別、年齢、経験年数、最終学歴、適用給料表、級・号給、給料の月額、扶養手当及びその他の手当並びに給与条例上の扶養親族数、通勤方法、通勤所要時間、通勤距離、1箇月当たりの運賃等の月額及び家賃・間代の額等

5 調査の方法

全数調査とし、総務部総務事務課、病院事業庁、警察本部、中小学校等において調査表を作成した。

6 調査結果の概要

この参考資料第1表から第10表までのとおりである。

第1表 総括表

給料表		行政職	公安職	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	高校等 教育職	中小校 教育職	学 校 栄養職員	特 定 任期付職員	計
区分												
職 員 数	男	3,603 人 71.6 %	2,742 90.0	172 84.3	33 78.6	75 43.6	25 20.0	2,050 60.3	3,699 45.6	— —	2 100.0	12,401 61.6
	女	1,427 人 28.4 %	303 10.0	32 15.7	9 21.4	97 56.4	100 80.0	1,348 39.7	4,410 54.4	1 100.0	— —	7,727 38.4
	計	5,030 人 100.0 %	3,045 100.0	204 100.0	42 100.0	172 100.0	125 100.0	3,398 100.0	8,109 100.0	1 100.0	2 100.0	20,128 100.0
学 歴 構 成	大学	3,478 人 69.1 %	1,859 61.1	200 98.0	42 100.0	140 81.4	46 36.8	3,302 97.2	7,729 95.3	1 100.0	2 100.0	16,799 83.5
	短大	425 人 8.5 %	153 5.0	4 2.0	— —	32 18.6	78 62.4	64 1.9	380 4.7	— —	— —	1,136 5.6
	高校	1,119 人 22.2 %	1,032 33.9	— —	— —	— —	1 0.8	32 0.9	— —	— —	— —	2,184 10.9
	中学	8 人 0.2 %	1 0.0	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	9 0.0
平均年齢		44.2 歳	38.4	42.1	42.5	42.3	44.2	45.8	42.8	44.0	52.5	43.0
平均経験年数		22.6 年	17.3	19.1	17.9	19.3	20.7	23.0	20.3	22.0	—	20.8
平均扶養親族数		2.0 人	2.3	2.2	2.3	1.8	2.0	2.0	1.9	—	—	2.0
平均給与月額	給料	346,427 円	328,686	371,438	443,112	354,287	341,466	395,637	368,049	368,800	545,000	361,274
	扶養手当	10,115 円	12,401	11,368	11,393	6,381	5,664	9,406	7,052	—	—	9,061
	地域手当	17,085 円	15,880	17,836	77,788	16,870	16,206	18,777	17,552	16,964	25,070	17,504
	管理職手当	8,484 円	2,474	4,935	31,669	6,088	5,181	3,037	6,470	—	—	5,814
	その他	5,715 円	8,161	10,227	327,545	10,344	3,994	6,088	5,537	—	—	6,822
	計	387,826 円	367,602	415,804	891,507	393,970	372,511	432,945	404,660	385,764	570,070	400,475

- (注) 1 再任用職員は含まない。(第2表から第4表まで、第7表から第10表まで及び第25表において同じ。)
- 2 企業庁職員、病院事業庁職員及び現業職員は含まない。
- 3 計欄の平均経験年数には、特定任期付職員は含まれていない。(第4表及び第25表において同じ。)
- 4 特定任期付職員給料表とは、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項に定める給料表をいう。(以下の表において同じ。)
- 5 給料には次の額を含む。(第3表、第4表及び第25表において同じ。)
- ・職員の給与に関する条例附則第24項から第26項まで及び公立学校職員の給与に関する条例附則第16項から第18項までの規定による給料の額
 - ・給料の調整額
 - ・教職調整額
- 6 その他は、住居手当、単身赴任手当等である。(第3表において同じ。)

第2表 給料表別、部局別職員数

(単位 人)

区分	給料表	行	公	研	医	医	医	高	中	学	特	計	現	合
		政	安	究	療	療	療	校	小	校	定			
		職	職	職	職	職	職	等	校	校	任		職	
					(一)	(二)	(三)	教	教	養	期		員	
								育	育	職	付			
								職	職	員	職			
知事部局		3,619		187	42	172	125				2	4,147	9	4,156
警察		340	3,045	17								3,402	2	3,404
教育委員会	事務局	255										255		255
	県学立校	351						3,398				3,749	3	3,752
	市町立校	381							8,109	1		8,491		8,491
議会		35										35		35
選挙管理委員会		5										5		5
監査委員		21										21		21
人事委員会		12										12		12
労働委員会		8										8		8
海区漁業調整委員会		3										3		3
計		5,030	3,045	204	42	172	125	3,398	8,109	1	2	20,128	14	20,142
企業庁		183										183		183
病院事業庁		54			18	28	162					262		262
合計		5,267	3,045	204	60	200	287	3,398	8,109	1	2	20,573	14	20,587

(注) 該当人員0の欄は空欄とした。

第3表 給料表別、部局別平均給与月額

(単位 職員数：人、金額：円)

給料表	区分		職員数	給料	扶養手当	地域手当	管理職手当	その他	計	
	部局									
行政職	知事部局		3,619	348,867	11,117	17,395	9,489	6,083	392,951	
	各種委員会		339	371,821	12,858	18,331	11,464	4,004	418,478	
	警察		340	321,141	5,121	15,162	3,354	4,869	349,647	
	小計		4,298	348,484	10,780	17,292	9,159	5,823	391,538	
	県立学校		351	358,688	7,913	17,297	9,420	4,248	397,566	
	市町立学校		381	311,925	4,636	14,561	—	5,851	336,973	
	計		5,030	346,427	10,115	17,085	8,484	5,715	387,826	
公安職	警察		3,045	328,686	12,401	15,880	2,474	8,161	367,602	
研究職	知事部局		187	373,629	11,364	17,937	4,952	10,678	418,560	
	警察		17	347,335	11,412	16,720	4,747	5,265	385,479	
	計		204	371,438	11,368	17,836	4,935	10,227	415,804	
医療職(一)	知事部局		42	443,112	11,393	77,788	31,669	327,545	891,507	
医療職(二)	知事部局		172	354,287	6,381	16,870	6,088	10,344	393,970	
医療職(三)	知事部局		125	341,466	5,664	16,206	5,181	3,994	372,511	
高校等教育職	高校		2,538	392,170	10,013	18,651	3,277	6,381	430,492	
	特別支援学校		860	405,868	7,616	19,151	2,329	5,222	440,186	
	計		3,398	395,637	9,406	18,777	3,037	6,088	432,945	
中小校教育職	中学校		2,830	369,179	8,260	17,619	5,602	6,450	407,110	
	小学校		5,279	367,444	6,404	17,516	6,936	5,048	403,348	
	計		8,109	368,049	7,052	17,552	6,470	5,537	404,660	
学校栄養職員	県立・市町立学校		1	368,800	—	16,964	—	—	385,764	
特定任期付職員	知事部局		2	545,000	—	25,070	—	—	570,070	
合計			20,128	361,274	9,061	17,504	5,814	6,822	400,475	
行政職	企業庁		183	357,022	14,344	17,718	9,355	4,373	402,812	
	病院事業庁		54	338,441	10,231	16,401	7,883	2,944	375,900	
		医療職(一)		18	423,989	14,889	80,088	24,211	383,467	926,644
		医療職(二)		28	337,061	9,625	15,947	—	3,804	366,437
		医療職(三)		162	333,940	9,019	15,819	943	3,769	363,490
現業職	知事部局等		14	387,843	3,786	18,015	—	1,929	411,573	
総計			20,587	361,001	9,113	17,543	5,817	7,088	400,562	

第4表 給料表別、級別平均給料、平均年齢及び平均経験年数

給料表	区分	平均給料	平均年齢	平均経験年数
	級			
行政	1	191,646 円	23.8 歳	2.4 年
	2	229,433	28.0	6.0
	3	286,781	35.5	13.4
	4	368,444	45.7	24.6
	5	393,250	50.6	29.1
	6	409,672	55.8	34.6
	7	438,495	57.0	34.6
	8	466,780	57.5	35.1
	9	509,578	58.8	36.8
	10	824,000	59.5	37.5
職公	計	346,427	44.2	22.6
公安	1	202,455	21.5	2.1
	2	250,160	27.8	6.5
	3	300,014	35.2	13.6
	4	365,572	42.7	21.4
	5	410,847	49.6	29.0
	6	425,158	50.1	28.9
	7	438,227	53.8	34.1
	8	456,655	56.6	34.9
	9	476,169	58.0	38.9
職研	計	328,686	38.4	17.3
研究	1	—	—	—
	2	268,341	29.8	7.1
	3	372,583	41.3	17.9
	4	427,921	48.1	25.2
	5	463,530	54.5	31.3
職医	計	371,438	42.1	19.1
医療職(一)	1	328,823	30.7	7.3
	2	405,000	37.4	13.6
	3	507,873	48.8	23.8
	4	550,940	55.2	28.4
職医	計	443,112	42.5	17.9
医療職(二)	1	221,800	32.0	8.0
	2	220,656	26.9	4.0
	3	273,421	33.3	10.2
	4	351,830	41.8	18.5
	5	404,777	48.1	25.7
	6	445,236	52.6	29.9
職医	計	354,287	42.3	19.3
医療職(三)	1	—	—	—
	2	247,066	31.4	7.1
	3	272,756	36.1	9.6
	4	333,861	45.0	20.1
	5	380,541	48.4	26.5
	6	429,869	55.4	33.3
職医	計	341,466	44.2	20.7
高等学校教育職	1	287,174	36.0	12.4
	2	394,052	45.5	22.7
	特2	453,212	51.8	29.2
	3	460,052	54.3	31.7
	4	481,689	56.9	34.4
職	計	395,637	45.8	23.0
中小学校教育職	1	—	—	—
	2	356,658	40.8	18.3
	特2	428,494	49.2	26.7
	3	431,797	53.9	31.4
	4	447,291	57.5	35.0
職	計	368,049	42.8	20.3
学校栄養職員	1	—	—	—
	2	—	—	—
	3	—	—	—
	4	368,800	44.0	22.0
	5	—	—	—
職	計	368,800	44.0	22.0
特定任期付職員		545,000	52.5	—
合 計		361,274	43.0	20.8

給料表		区分	平均給料	平均年齢	平均経験年数
		級			
行	業	1	198,310	24.4	2.5
		2	231,807	28.0	6.5
		3	284,320	34.9	13.8
		4	363,150	43.1	22.4
		5	393,178	50.1	28.6
		6	410,175	55.5	35.2
		7	438,263	57.3	35.1
		8	463,650	58.0	34.5
		9	—	—	—
		10	—	—	—
		計	357,022	45.0	23.8
政	病	1	198,280	25.1	4.3
		2	235,060	29.5	7.7
		3	290,160	36.1	13.6
		4	364,677	46.0	25.4
		5	392,064	51.1	29.0
		6	408,100	56.5	32.8
		7	439,250	55.5	33.5
		8	466,900	56.0	33.0
		9	—	—	—
		10	—	—	—
		計	338,441	43.4	21.6
医療職(一)	事	1	319,480	29.5	6.5
		2	413,100	39.6	13.5
		3	479,000	41.0	17.0
		4	562,650	54.8	30.0
		計	423,989	40.3	15.4
医療職(二)	業	1	—	—	—
		2	215,967	25.8	3.5
		3	282,900	36.0	13.3
		4	355,180	41.9	20.7
		5	406,567	48.8	25.5
		6	447,050	53.5	31.5
計	337,061	41.1	18.8		
医療職(三)	庁	1	—	—	—
		2	255,668	36.3	8.7
		3	286,697	39.2	12.5
		4	328,512	44.7	19.1
		5	377,840	50.4	26.6
		6	427,229	53.6	30.6
計	333,940	44.9	19.6		
現業職員	知事部局等	1	—	—	—
		2	—	—	—
		3	373,825	53.8	35.5
		4	393,450	56.2	37.2
		計	387,843	55.5	36.7
総計			361,001	43.0	20.9

第5表 給料表別、級別、号給別職員数

行政職給料表（他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用）

（単位 人）

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1										
2										
3										
4										
5										
6		1	2							
7		3	1							
8		3	3							
9	7	4	2							
10		4	3							
11		15	7							
12		4	4			1				
13	10	59	7						1	
14		17	20						2	
15	1	19	9							
16		2	18						2	
17	19	39	13						2	
18		16	41						3	
19	1	17	32						1	
20	1	9	16							
21	12	43	9			1			3	
22		26	48						2	
23	2	24	32						1	
24		4	19							
25	16	40	14			2		3	1	
26		18	24					2		
27	13	15	25	1		2				
28	1	6	12	3				2		
29	66	29	27	1				1		
30	1	9	23					1		
31	22	6	25	2				4		
32	3	3	7	1			10	2		
33	52	3	22				10	7		
34	6	2	14	4			5	6		
35	19	3	12	1			15	3		
36	3	3	9	2			4	1		
37	60	1	34	3			16			
38	5	1	9	4			20	2		
39	2		12	4			7	1		
40			10	7			8	1		
41	1	1	27	13	1		4			
42			6	9			7			
43	2	1	29	21	1		9	1		
44			5	20			2			
45	7		9	27		1	7	3		
46			7	16	1		2			
47	2		8	28	1		1			
48			18	22	1		1			
49	2		10	33	4		5			
50			7	16		4	1			
51	1	1	29	29	2	5	3			
52		1	7	23			1			
53	3		12	36		2	2			
54			5	11	4	2				
55	1		15	21	7	5	4			
56			6	16	5	6				
57	5	1	3	45	7	39				
58			3	13	8	90				
59			3	28	16	15				
60			2	14	20	5				
61			3	30	8	20	3			
62			1	25	20	11				
63			1	25	38	11				
64			1	20	21	63				

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
65				2	71	36	29				
66				2	23	26	35				
67				1	28	49	33				
68				1	6	26	91				
69				1	34	40	21				
70				1	14	33	21				
71				1	19	75	18				
72					15	49	16				
73					17	40	4				
74					12	18	13				
75					20	52	13				
76					7	33	7				
77					7	24	6				
78				2	6	27	4				
79				1	4	74	8				
80					9	25	20				
81				1	5	30	7				
82					5	17	5				
83					5	95	4				
84				1	8	27	2				
85				1	5	35	29				
86					2	53					
87				1	5	44					
88					6	14					
89					7	7					
90				1	1	16					
91					6	57					
92				1	8	36					
93				2	115	253					
94				3							
95				1							
96				3							
97				1							
98				1							
99				3							
100				1							
101											
102				2							
103				1							
104											
105											
106				1							
107				1							
108											
109											
110											
111				1							
112											
113				13							
114											
115											
116											
117											
118											
119											
120											
121											
122											
123											
124											
125											1
特											1
計		346	453	834	1,044	1,476	671	147	40	18	1
										合計	5,030

(注)各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。(第6表において同じ。)

公安職給料表（警察官である職員に適用）

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7	29						1		
8									
9	1								
10									
11									
12									
13	29								
14									
15	6								
16				1					
17	20								
18									
19	5	3	3						
20		2							
21	78	51	4						
22	1								
23	9	15	1	1					
24		1							
25	30	55	5		1				
26	1	3	1						
27	2	14	6	1					
28		4							
29	5	44	3	2	1				
30		1		2					
31		14	7	3	2				
32		5	1	1	1				8
33		37	8	10					
34		4	1		1				
35	1	27	9	4	1				
36		5		1	1	1			1
37		33	11	6	1				
38		10	1	2	3				
39		24	15	6	3				3
40		3	4	2	3				1
41	1	18	18	12	1		1		
42		4	5	3	2				
43		22	25	9	6				
44		9	7	3	4			2	
45		24	28	13	3			4	
46		4	11	5	2			3	
47		32	25	10	4	2		1	
48		7	3	6	3				
49		16	40	7	3			3	
50		7	9	10	9			3	
51		22	30	18	3	2		2	
52		3	7	6	4			1	
53		12	18	15	7		3	1	
54		2	15	4	1	1	2	1	
55		7	21	17	2	1	7		
56		3	8	12	1		1	1	
57		7	24	10	5	2	3	3	
58		2	9	16	2	1	7		
59		2	30	17	7	3	6	3	
60		1	10	15	3	3			
61		1	23	12	8	1	1	5	
62		3	15	13	5	3	2		
63		3	16	9	3	1	1		
64		1	14	17	5	1	1		
65		1	15	13	10	6	4		
66		2	13	17	8		1		
67			22	23	10		2		
68			13	13	7	3	2		
69		3	12	17	12	1	1		
70		1	8	14	8	3	2		
71			18	19	7	4			
72			14	15	7	4	3		

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
73				15	10	14	2	1		
74				9	15	9	2	2		
75				10	10	3	1			
76				8	11	7		2		
77				7	12	8	2	1		
78				5	12	5		2		
79				9	14	6	1	1		
80				2	16	8	3	2		
81			1	1	10	5	2			
82				3	9	4	1	1		
83					8	5	13			
84				2	7	3	4	1		
85				1	9	11	1			
86				2	6	8	2			
87				1	7	8	6			
88				1	6	4	2			
89				1	7	8	5			
90				1	8	5	2			
91					6	3	1			
92				2	8	7				
93				1	5	154	24			
94				1	5					
95					7					
96					4					
97				1	7					
98				2	4					
99				2	8					
100				1	5					
101				2	8					
102				3	4					
103				1	6					
104				1	2					
105					4					
106				2	3					
107					2					
108				1	6					
109				1	3					
110				1	5					
111					3					
112				1	2					
113				2	5					
114					4					
115				3	3					
116				2	4					
117				1	5					
118				1	4					
119				1	6					
120			1	1	4					
121					10					
122				1	5					
123					5					
124				1	6					
125				1	60					
126										
127										
128										
129										
130										
131				1						
132				1						
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141										
142										
143										
144										
145										
計		218	576	723	836	465	117	64	33	13
									合計	3,045

研究職給料表

(試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

号給	1級	2級	3級	4級	5級
1					
2					
3					
4					
5		5			
6					
7					
8					
9		2			
10					
11					
12		1			
13		3			
14					
15					
16					
17		3			
18		1			
19					
20		1			
21		4			
22					
23					
24					
25		2			
26					
27		1			
28			1		
29		2	2		
30		1	2		
31		1			1
32		1			
33		5	1		1
34					1
35			1		1
36		1	1		
37		3	2		1
38		5	2		1
39		3	1		
40			1	1	
41			1		
42		1	1		1
43		1	1	1	2
44				1	1
45			1	1	3
46			1	2	4
47		1	4		1
48			1	3	2
49		1		2	4
50		1	3		1
51		1		1	3
52		1	1		4
53		2			2
54		1	1		4
55		1	1	2	10
56			2	3	3
57		2		4	2
58		1	1	1	
59		1	3	1	
60			2	1	

号給	1級	2級	3級	4級	5級
61		4	2	1	
62				1	
63			3		
64			3	1	
65		1	2	1	
66		1	1		
67					
68				1	
69			1	4	
70			1		
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78			1		
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計		66	52	33	53
				合計	204

医療職給料表（一）

（保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用）

号給	1級	2級	3級	4級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10		1		
11				
12				
13	1			
14		2		1
15				
16				
17	2			
18		2		
19				
20				
21	3			
22				1
23				
24				
25	4			1
26				
27				
28				
29	1			
30				
31				
32				
33	1			
34				
35				1
36			2	
37		1	1	
38				
39		1		
40				
41			1	
42				
43				
44				
45	1		1	
46				1
47				
48			1	

号給	1級	2級	3級	4級
49				
50				
51			1	
52				
53			1	
54				
55				
56				1
57				2
58				
59				
60			1	
61				
62				1
63				
64				
65				1
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76			1	
77				
78				
79				
80				
81		1		
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89			1	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	13	8	11	10
			合計	42

医療職給料表（二）

（保健所等に勤務する薬剤師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1						
2						
3						
4						
5		1				
6						
7						
8						
9		1				
10						
11						
12		1				
13		3				
14						
15						
16						
17		4				
18			2	1		
19				2		
20				2		
21		2		3		
22		2	2	1		
23			2			2
24		1		3		
25		4	2			
26		2		2		2
27		1				
28						
29		1		3		1
30		1				
31				2		1
32				1		1
33			2	1	1	
34						
35			3			
36			2			
37			4	1		
38			1			3
39			1			
40				1		1
41			1	3	1	1
42			1		1	2
43					1	
44			1	3		
45				2		
46			1	2		4
47			1		1	1
48			1	1	1	3
49	1			1		1
50			1	2	1	3
51				2		3
52			1		1	2
53				2	2	27
54				2	1	
55		1				
56						

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
57				1		
58				1	1	
59					1	
60				1		
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
計	1	25	29	46	13	58
					合計	172

医療職給料表（三）

（保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13		3				
14						
15						
16						
17		2	2			
18		1	1			
19						
20			1			
21		1				
22			1			
23						
24		1				
25		3				1
26			1			
27			1	1		
28						
29		4		1		
30		1				
31						
32						
33		3				
34		1				
35					1	
36				1		
37		2		1		
38						
39					2	
40					1	
41		2	1		1	1
42				2		
43				1	1	
44		1				
45						
46						
47				1		3
48						
49				1		
50					1	
51						
52		1				
53				3		
54				2	2	1
55						1
56					2	
57				1		
58		2	1	2		
59					1	
60						
61				1	1	3
62						
63					1	2
64					1	
65		1			1	
66				1	2	
67				1		1
68						1
69		1				15
70						
71				1	1	
72					1	
73						
74						
75				1		
76						
77					2	
78						
79						
80						
81		1				
82						
83						
84						

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
85						
86		1			2	
87					1	
88						
89						
90					2	
91						
92					2	
93					3	
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113				1		
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計		32	9	23	32	29
		合計				125

高等学校等教育職給料表
(高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
1					
2					
3					
4					
5		17			
6					
7					
8					
9		20			
10					
11		3			
12					
13		21			
14					
15		4			
16					
17		24			
18					
19		2			
20					
21		40			
22					
23		5			
24		3			
25		43			
26		4			2
27		8			
28		7			
29	1	30			1
30		4			
31		9			4
32		5			2
33	2	39			2
34		2			3
35		6			5
36		9			7
37	1	46			6
38		7			1
39		12			5
40		3			5
41	3	37			1
42		6			2
43		15			
44		8			4
45	2	39			20
46		8			
47	1	14			
48		9			
49	2	38			
50		9			
51		8			
52		6			
53	2	30		1	
54	2	3			
55	2	10			
56	2	7			
57	2	20		1	
58	2	7		1	
59		20		2	
60		14		2	
61	2	17		1	
62	2	12		7	
63	2	22		4	
64	3	12			
65	2	29		4	
66	2	12		1	
67	1	7		3	
68		17		4	
69	1	10		5	
70	2	15		8	
71	2	18		4	
72		18		6	
73	3	14		6	
74	1	18	1	5	
75	1	26		7	
76		21		4	

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
77		12		7	
78		12		1	
79	1	18		3	
80	3	20		4	
81	1	18		1	
82		11		2	
83		21	1	1	
84		8		1	
85		17		3	
86		20			
87	3	23			
88	2	21			
89	1	13			
90	2	13			
91		35	1		
92	1	20	3		
93		30			
94		20			
95	1	40	2		
96	1	15	2		
97	2	22	1		
98	1	27	1		
99	2	31	1		
100		15	1		
101		20	1		
102		22	1		
103	1	42			
104		18			
105	2	25			
106		19			
107		36			
108		21			
109		28			
110		18			
111		33			
112		27			
113	1	23			
114		19			
115		12			
116		28			
117		12			
118		25			
119		14			
120		24			
121	1	13			
122		22			
123		11			
124		33			
125		21			
126		21			
127		31			
128		34			
129	1	46			
130		39			
131		75			
132		96			
133		89			
134		154			
135		109			
136		175			
137		121			
138		79			
139		22			
140	1	22			
141		16			
142		5			
143		1			
144		1			
145		3			
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153	1				
計	77	3,136	16	99	70
				合計	3,398

中学校・小学校教育職給料表

(中学校、小学校及び義務教育学校に勤務する教育職員に適用)

号給	1級	2級	特2級	3級	4級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15		1			
16					
17		104			
18					
19					
20					7
21		185			20
22					21
23		19			41
24		1			37
25		179			43
26		2			44
27		20			34
28		4			26
29		205			24
30					38
31		16			24
32		3			16
33		228			18
34		2			12
35		27			13
36		11			10
37		192			12
38		3			7
39		22			5
40		12			10
41		131			8
42		10			6
43		24			4
44		16			4
45		162			10
46		6			
47		27			
48		22			
49		159			
50		12			
51		33	1		
52		11			
53		152			
54		10			
55		43			
56		23			
57		140			
58		24			
59		39	1		
60		20			
61		96			
62		10	1	1	
63		31	2		
64		19	1		
65		79			
66		20		1	
67		31			
68		46		1	
69		56			
70		28		2	
71		26	4	2	
72		54		1	
73		56		2	
74		35	1	17	
75		30	3	6	
76		67	2	6	
77		42	1	37	
78		33	2	48	
79		38	4	12	
80		47		14	

号給	1級	2級	特2級	3級	4級
81		32	2	71	
82		37	2	15	
83		43	5	25	
84		49	1	36	
85		41	4	17	
86		35	1	37	
87		48	2	20	
88		46	5	24	
89		24	2	26	
90		31	4	19	
91		36	4	18	
92		33	6	9	
93		45	1	16	
94		20	6	12	
95		46	4	9	
96		30	5	2	
97		35	6	2	
98		32	10	3	
99		63	6		
100		29	7	1	
101		34	4		
102		25	4		
103		53	6		
104		28	2		
105		33	2		
106		19	3		
107		44			
108		23			
109		32			
110		33			
111		50			
112		31			
113		36			
114		22			
115		43			
116		25			
117		36			
118		18			
119		30			
120		14			
121		43			
122		24			
123		52			
124		26			
125		33			
126		31			
127		21			
128		45			
129		15			
130		34			
131		28			
132		43			
133		33			
134		35			
135		38			
136		53			
137		32			
138		63			
139		45			
140		67			
141		74			
142		96			
143		122			
144		138			
145		173			
146		228			
147		197			
148		202			
149		198			
150		108			
151		50			
152		52			
153		26			
154		9			
155		3			
156		1			
157		10			
計		6,976	127	512	494
				合計	8,109

学校栄養職員給料表
(中学校、小学校等に勤務する学校栄養職員に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48				1	
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
計				1	
合計					1

特定任期付職員

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員

号給	
1	
2	
3	1
4	
5	1
6	
7	
計	2

行政職給料表（企業庁）

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13			2	1							
14											
15											
16											
17											
18											
19				3							
20											
21			7								
22				1							
23			1								
24				1							
25			1								
26											
27				1					1		
28											
29	3		2	1							
30			1								
31				1					1		
32				1	1						
33	2							1			
34								2			
35	1										
36											
37	2			3				1			
38	1										
39				1							
40											
41				1				1			
42					1			1			
43				3	1						
44					1						
45				1	2			1			
46					1						
47				1	1						
48					1						
49	1				1						
50											
51					2						
52					2						
53					3			1			
54					1						
55						1					
56					1		1				
57					6		2				
58					1		1				
59					2						
60						2	1				
61					2	3	2				
62					1	1					
63					1	2	1				
64							4				

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
65					2						
66							1				
67						3					
68						2	2				
69					3	1					
70						2					
71						3	1				
72						2	1				
73							1				
74						1	2				
75					1	5	1				
76						1					
77						1	1				
78						3	1				
79						4					
80						4					
81						1	1				
82											
83						4					
84											
85						2					
86											
87						3					
88											
89											
90											
91						5					
92						6					
93						5					
94											
95											
96											
97											
98											
99											
100											
101											
102											
103											
104											
105											
106											
107											
108											
109											
110											
111											
112											
113											
114											
115											
116											
117											
118											
119											
120											
121											
122											
123											
124											
125											
特											
計		10	14	20	38	67	24	8	2		
										合計	183

行政職給料表（病院事業庁）

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9		1								
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19		1								
20										
21	1									
22										
23			1							
24										
25										
26			2							
27										
28				1						
29		1	1							
30										
31										
32			1							
33	1	1	1					1		
34	1	1	2							
35										
36										
37										
38	1						1			
39										
40				1						
41										
42							1			
43										
44										
45										
46										
47										
48										
49				1						
50						1				
51										
52										
53										
54	1									
55										
56			1							
57				2						
58						1				
59										
60										
61				2						
62										
63					1					
64					2	1				

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
65					2						
66						1					
67						1					
68							1				
69					1	2					
70											
71					2						
72											
73											
74											
75					1						
76											
77											
78						1					
79						2					
80						1					
81			1								
82											
83											
84											
85											
86											
87						1					
88											
89											
90											
91											
92											
93						2					
94											
95											
96											
97											
98											
99											
100											
101											
102											
103											
104											
105											
106											
107											
108											
109											
110											
111											
112											
113											
114											
115											
116											
117											
118											
119											
120											
121											
122											
123											
124											
125											
特											
計		5	5	10	13	14	4	2	1		
										合計	54

医療職給料表（一）（病院事業庁）

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10		1		
11				
12				
13	1	1		
14				
15				
16				
17				
18		1		
19				
20				
21	2			
22				
23				
24				
25	2			
26				
27				
28				
29				
30				
31		1		
32		1		
33			1	
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43		1		
44		1		
45				
46				
47		1		
48				

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級
49				3
50				
51				1
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	5	8	1	4
			合計	18

医療職給料表（二）（病院事業庁）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17		2	1			
18						
19						
20		1				
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28				1		
29						
30						
31						
32						
33			2	1		
34						
35						
36						
37						
38			1			
39				1		1
40			1			
41						
42			1			
43					1	
44			2			
45				2		
46						
47						1
48						
49			1			1
50						
51						
52						
53			1		1	3
54						
55						
56						

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
57			1			
58						
59						
60						
61					1	
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
計		3	11	5	3	6
					合計	28

医療職給料表（三）（病院事業庁）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9					1	
10						
11						
12						
13		2				
14						
15						
16						
17		1				
18			1			
19						
20						
21		1				
22						
23						
24			1			
25			1	1		
26		1	1			
27		2	1			
28		1	1			
29				1	1	
30		1	3		1	
31					1	
32		2	1			
33		1	2	2		1
34			1			
35			2	1	1	1
36			2	1		
37		1	3	2		
38		1		2		
39			4	1	2	
40				2	1	
41		1	1	1		
42			1	2	1	
43				1		
44				2		
45		1		2		1
46			1	3		
47				1		
48						
49		1		2	1	
50				2		1
51					1	
52						
53		1		1		
54						
55				1	1	2
56		1	1	1	1	
57		1			2	
58				1		1
59					1	
60					1	
61					2	2
62				1		
63				1		1
64				1	1	1
65					2	
66				1		1
67			1		1	1
68					4	1
69				2		3
70					1	
71					2	
72			1		2	
73		1			2	
74		1			1	
75						
76						
77					1	
78		1				
79					1	
80						
81		1			2	
82						
83			1			
84						

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
85							
86					1		
87							
88							
89					1		
90					1		
91					1		
92							
93					4		
94							
95		1					
96				1			
97							
98							
99							
100							
101							
102				1			
103							
104				1			
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計		25	31	42	47	17	
		合計					162

現業職員給料表（知事部局等）

級 号給	1級	2級	3級	4級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				

級 号給	1級	2級	3級	4級
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80			1	
81				
82				
83				1
84				
85				
86				
87				
88			1	
89				
90				
91				
92				
93				1
94				
95				
96				
97				
98				
99				1
100				
101				1
102				1
103				1
104				1
105				
106				2
107				
108				
109				
110				1
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
130				
131				
132				
133				
134			1	
135				
136				
137			1	
計			4	10
			合計	14

再任用職員

フルタイム勤務職員

級	計	1	2	特 2	3	4	5	6	7	8	9	10
給料表												
行政職	171				171							
公安職	7				1		1	1	1	3		
研究職	4				4							
医療職（一）	—											
医療職（二）	5		1			4						
医療職（三）	2				2							
高等学校等教育職	157	17	140									
中学校・小学校教育職	161		161									
学校栄養職員	1				1							
合計	508											

行政職（企業庁）	1				1							
行政職（病院事業庁）	2				2							
医療職（一）（病院事業庁）	—											
医療職（二）（病院事業庁）	—											
医療職（三）（病院事業庁）	1				1							
現業職員（知事部局等）	—											
総計	512											

短時間勤務職員

級	計	1	2	特 2	3	4	5	6	7	8	9	10
給料表												
行政職	81				81							
公安職	20					1	13	4	2			
研究職	1				1							
医療職（一）	—											
医療職（二）	7					7						
医療職（三）	1						1					
高等学校等教育職	131	11	120									
中学校・小学校教育職	391		391									
学校栄養職員	—											
合計	632											

行政職（企業庁）	1				1							
行政職（病院事業庁）	—											
医療職（一）（病院事業庁）	—											
医療職（二）（病院事業庁）	1					1						
医療職（三）（病院事業庁）	—											
現業職員（知事部局等）	—											
総計	634											

（注）該当人員0の級は空欄とした。

第6表 給料表別、級別、年齢別職員数
行政職給料表

(単位 人)

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	計
18	7										7
19	7										7
20	21										21
21	16										16
22	71										71
23	81										81
24	88										88
25	21	72									93
26	8	81									89
27	6	88									94
28	5	84									89
29	5	90									95
30	1	13	100			1					115
31	5	11	93								109
32	2	1	93								96
33	1	6	75			1					83
34	1	1	62								64
35		3	74	1		3					81
36		1	88			1					90
37			70	1							71
38			62								62
39		2	37	28							67
40			19	73							92
41			11	96							107
42			6	111	1						118
43			3	111							114
44			2	128	3						133
45			4	102	68						174
46			2	95	94						191
47			1	41	187						229
48			8	45	164	1		1			219
49			5	46	179	1					231
50			6	37	158	9					210
51			2	27	157	33					219
52			2	18	121	28	2				171
53			3	27	124	40	7				201
54			2	12	77	112	15	1			219
55				9	62	104	20	3			198
56				6	19	100	23	6			154
57			2	13	21	87	31	13	2		169
58			1	10	22	90	23	8	9		163
59			1	7	19	60	26	8	7	1	129
60											
61~											
計	346	453	834	1,044	1,476	671	147	40	18	1	5,030

公安職給料表

年 齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	計
18	25									25
19	30									30
20	25									25
21	35									35
22	74									74
23	13	57								70
24	7	71								78
25	6	66	3							75
26	1	57	6							64
27		68	13							81
28	1	71	13							85
29		50	25	3						78
30		53	41	4			1			99
31	1	35	72	7						115
32		15	85	15						115
33		10	63	22						95
34		8	69	36	1					114
35		4	63	33	1					101
36		5	58	46	4					113
37		2	58	45	9					114
38		2	38	73	8					121
39			36	47	9	1				93
40		1	22	59	16	1				99
41		1	11	61	21	3				97
42			4	49	11	2				66
43			5	39	17	11				72
44			5	51	37	8				101
45			6	32	15	8	3			64
46			11	39	24	10	3			87
47			3	14	28	4	2			51
48			2	16	22	7	3			50
49			3	10	13	3	3			32
50			5	10	25	7	3	1		51
51			2	11	32	5	2	1		53
52			1	8	9	8	2	3		31
53				18	24	8	1			51
54				17	19	2	5	6		49
55				16	25	5	9		2	57
56				16	18	4	9	6	2	55
57				9	24	9	8	2	2	54
58				18	27	8	4	6	2	65
59				12	26	3	6	8	5	60
60										
61~										
計	218	576	723	836	465	117	64	33	13	3,045

研究職給料表

年齢	級					計
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	
18						
19						
20						
21						
22		4				4
23		3				3
24		3				3
25		4				4
26		5				5
27		3				3
28		3				3
29		7				7
30		7				7
31		6				6
32		2				2
33		7				7
34		3				3
35		8				8
36			5			5
37		1	4			5
38			4			4
39			4			4
40			5			5
41			7			7
42			4			4
43			10			10
44			7			7
45			1	3		4
46			1	4		5
47				12		12
48				6	1	7
49				2		2
50				4	6	10
51				1	8	9
52				1	5	6
53					1	1
54					9	9
55					7	7
56					4	4
57					3	3
58					5	5
59					4	4
60						
61~						
計		66	52	33	53	204

医療職給料表 (一)

年齢	級				計
	1 級	2 級	3 級	4 級	
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26	1				1
27	2				2
28	1				1
29	1				1
30	4				4
31	2	1			3
32		2			2
33		2			2
34	1				1
35					
36					
37		1			1
38					
39					
40	1				1
41			2		2
42		1	2		3
43					
44				1	1
45			2		2
46				2	2
47					
48					
49				1	1
50			1		1
51					
52					
53					
54			1		1
55		1		1	2
56			1		1
57			1	1	2
58			1		1
59					
60					
61~				4	4
計	13	8	11	10	42

医療職給料表（二）

年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
18							
19							
20							
21							
22		1					1
23							
24		6					6
25		2					2
26		7					7
27		4	1				5
28			2				2
29		2	2				4
30		2	1				3
31			1				1
32	1		4				5
33			5				5
34			5				5
35			5				5
36			2	4			6
37		1		4			5
38				3			3
39				4			4
40			1	4			5
41				2			2
42				5			5
43				7			7
44				6		1	7
45				5		2	7
46				1	3	3	7
47					5	2	7
48					3	3	6
49					1	4	5
50						5	5
51				1		3	4
52						8	8
53					1	7	8
54						5	5
55						3	3
56						3	3
57						2	2
58						3	3
59						4	4
60							
61~							
計	1	25	29	46	13	58	172

医療職給料表（三）

年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
18							
19							
20							
21							
22		2					2
23		3					3
24		2					2
25		3					3
26		4					4
27		4					4
28		2	1				3
29			2				2
30		2	1				3
31							
32							
33							
34				2			2
35		1	1				2
36							
37							
38		2	1	1			4
39							
40		2		2	2		6
41				3	1		4
42				2	1		3
43		1	2		2		5
44		1		2	2		5
45			1	3	2		6
46		1		1	3		5
47				1	3	1	5
48		1			4		5
49					2		2
50				1		3	4
51				3	2	3	8
52						1	1
53		1		1	2	1	5
54					2	4	6
55					3	2	5
56					1	2	3
57						2	2
58				1		5	6
59						5	5
60							
61~							
計		32	9	23	32	29	125

高等学校等教育職給料表

中学校・小学校教育職給料表

年 齢	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	計
18						
19						
20						
21						
22		14				14
23	1	23				24
24	1	26				27
25	2	26				28
26	3	44				47
27		43				43
28	3	64				67
29	2	66				68
30	7	66				73
31	2	73				75
32	7	54				61
33	8	70				78
34	4	47				51
35	3	60				63
36	2	55				57
37	10	61				71
38	2	60				62
39	3	75				78
40	1	66				67
41	2	81				83
42		95				95
43	1	101	1			103
44	3	106	1			110
45	2	86		1		89
46	3	110				113
47		103	2	3		108
48	1	92	1	1		95
49	1	94	1	2		98
50		104	1	10		115
51		105	1	10		116
52	1	112	1	8		122
53		125	2	10	5	142
54	1	142	1	11	8	163
55		128		12	9	149
56	1	179	2	7	11	200
57		147		7	15	169
58		127	1	10	11	149
59		106	1	7	11	125
60						
61~						
計	77	3,136	16	99	70	3,398

年 齢	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	計
18						
19						
20						
21						
22		98				98
23		186				186
24		206				206
25		235				235
26		250				250
27		222				222
28		242				242
29		222				222
30		225				225
31		224				224
32		173				173
33		160				160
34		149				149
35		177				177
36		164				164
37		170				170
38		161	1			162
39		152				152
40		171				171
41		167	3			170
42		137	3			140
43		148	4			152
44		162	6			168
45		132	7			139
46		175	12	2		189
47		159	16	10		185
48		185	13	14		212
49		182	16	19		217
50		204	12	35		251
51		224	9	60	3	296
52		166	4	63	3	236
53		162	3	64	16	245
54		205	2	73	29	309
55		211	6	52	51	320
56		193	2	41	66	302
57		194	3	27	104	328
58		194	3	21	111	329
59		189	2	31	111	333
60						
61~						
計		6,976	127	512	494	8,109

学校栄養職員給料表

特定任期付職員

合 計

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計	年齢		年 齢	人 員
	18									
19							19		19	37
20							20		20	46
21							21		21	51
22							22		22	264
23							23		23	367
24							24		24	410
25							25		25	440
26							26		26	467
27							27		27	454
28							28		28	492
29							29		29	477
30							30		30	529
31							31		31	533
32							32		32	454
33							33		33	430
34							34		34	389
35							35		35	437
36							36	1	36	436
37							37		37	437
38							38		38	418
39							39		39	398
40							40		40	446
41							41		41	472
42							42		42	434
43							43		43	463
44				1		1	44		44	533
45							45		45	485
46							46		46	599
47							47		47	597
48							48		48	594
49							49		49	588
50							50		50	647
51							51		51	705
52							52		52	575
53							53		53	653
54							54		54	761
55							55		55	741
56							56		56	722
57							57		57	729
58							58		58	721
59							59		59	660
60							60		60	
61~							61~	1	61~	5
計				1		1	計	2	計	20, 128

行政職給料表（企業庁）

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	計
18											
19											
20											
21											
22	2										2
23	3										3
24	3										3
25	1	1									2
26		1									1
27		5									5
28		4									4
29	1	3									4
30			3								3
31			1								1
32			2								2
33			1								1
34			2								2
35			2								2
36			4								4
37			3								3
38			2								2
39				1							1
40				5							5
41				4							4
42				8							8
43				8							8
44				7							7
45				4	4						8
46				1	6						7
47					7						7
48					10						10
49					10						10
50					7						7
51					6						6
52					8	3					11
53					3	3					6
54					1	3	1				5
55					2	4	2				8
56					1	6					7
57					1	3	1	1			6
58						1	3	1			5
59					1	1	1				3
60											
61～											
計	10	14	20	38	67	24	8	2			183

行政職給料表（病院事業庁）

年齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	計
18											
19											
20											
21	1										1
22											
23											
24	2										2
25	1	1									2
26											
27											
28		1									1
29	1	1									2
30											
31		1									1
32		1	1								2
33			2								2
34			3								3
35			1								1
36			1								1
37											
38			1								1
39											
40				2							2
41				1							1
42											
43				3							3
44				1							1
45				2							2
46											
47			1		3						4
48					2						2
49				1	2						3
50				1							1
51				1	2						3
52					1						1
53					2		1				3
54											
55						2					2
56					1	1		1			3
57				1			1				2
58					1	1					2
59											
60											
61~											
計	5	5	10	13	14	4	2	1			54

医療職給料表（一）（病院事業庁）

年齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	計
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26	1				1
27					
28					
29	2				2
30	1				1
31	1				1
32		1			1
33					
34		1			1
35		1			1
36					
37		1			1
38					
39		1			1
40					
41		1	1		2
42		1			1
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49				1	1
50					
51					
52					
53		1		1	2
54				1	1
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61~				1	1
計	5	8	1	4	18

医療職給料表（二）（病院事業庁）

年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25	2						2
26	1						1
27							
28							
29							
30							
31							
32		1					1
33		2					2
34		1					1
35		2					2
36							
37		2					2
38		3					3
39			1				1
40							
41			1				1
42			2				2
43			1				1
44							
45							
46							
47				2			2
48							
49					1		1
50					1		1
51				1	1		2
52							
53					1		1
54							
55							
56					1		1
57							
58							
59					1		1
60							
61~							
計	3	11	5	3	6		28

医療職給料表（三）（病院事業庁）

年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24		1					1
25							
26		3					3
27		5					5
28		1					1
29							
30			2				2
31			1				1
32			1				1
33		2	3				5
34			2	1			3
35			4	1			5
36		1		1			2
37		1	2	1			4
38		2	2	5			9
39			2	3	1		6
40			2	3			5
41			1	2	2		5
42			1	4	2		7
43		2	1	3	2		8
44		3	2	3	1		9
45		1	1	2	1	1	6
46				1	3		4
47			2	1	5		8
48		2		2	2		6
49				1	5		6
50				1	4	2	7
51					2	1	3
52					1	2	3
53					3	5	8
54			1	2	1	1	5
55			1		3	1	5
56		1		1	1	2	5
57					4	1	5
58				3	2		5
59				1	2	1	4
60							
61~							
計		25	31	42	47	17	162

現業職員給料表（知事部局等）

総計

年齢	級					計	年齢	人員
	1級	2級	3級	4級	計			
18							18	32
19							19	37
20							20	46
21							21	52
22							22	266
23							23	370
24							24	416
25							25	446
26							26	473
27							27	464
28							28	498
29							29	485
30							30	535
31							31	537
32							32	461
33							33	440
34							34	399
35							35	448
36							36	443
37							37	447
38							38	433
39							39	407
40							40	458
41							41	485
42							42	452
43							43	483
44							44	550
45							45	501
46							46	610
47				1		1	47	619
48							48	612
49				1		1	49	610
50							50	663
51							51	719
52							52	590
53							53	673
54							54	772
55					6	6	55	762
56					3	3	56	741
57							57	742
58				1		1	58	734
59				1	1	2	59	670
60							60	
61~							61~	6
計			4	10	14		計	20,587

再任用職員

フルタイム勤務職員

給料表	年齢	計	60	61	62	63	64
行政職		171	64	44	28	22	13
公安職		7	5			2	
研究職		4	1	1	2		
医療職（一）		—					
医療職（二）		5	1	3	1		
医療職（三）		2	1			1	
高等学校等教育職		157	46	41	30	28	12
中学校・小学校教育職		161	59	54	24	17	7
学校栄養職員		1		1			
合計		508	177	144	85	70	32
行政職（企業庁）		1		1			
行政職（病院事業庁）		2	1		1		
医療職（一）（病院事業庁）		—					
医療職（二）（病院事業庁）		—					
医療職（三）（病院事業庁）		1		1			
現業職員（知事部局等）		—					
総計		512	178	146	86	70	32

短時間勤務職員

給料表	年齢	計	60	61	62	63	64
行政職		81	15	14	15	19	18
公安職		20	8	3	3	6	
研究職		1			1		
医療職（一）		—					
医療職（二）		7	1		1	3	2
医療職（三）		1				1	
高等学校等教育職		131	20	28	22	27	34
中学校・小学校教育職		391	118	106	80	53	34
学校栄養職員		—					
合計		632	162	151	122	109	88
行政職（企業庁）		1				1	
行政職（病院事業庁）		—					
医療職（一）（病院事業庁）		—					
医療職（二）（病院事業庁）		1					1
医療職（三）（病院事業庁）		—					
現業職員（知事部局等）		—					
総計		634	162	151	122	110	89

（注）該当人員0の年齢は空欄とした。

第7表 給料表別、級別、学歴別職員数

(単位 人)

給料表	学歴 級	大学	短大	高校	中学	計
		行政	1	243	30	73
	2	402	22	29		453
	3	642	78	113	1	834
	4	559	161	322	2	1,044
	5	1,025	84	362	5	1,476
	6	419	43	209		671
	7	136	4	7		147
	8	36	1	3		40
	9	15	2	1		18
	10	1				1
	計	3,478	425	1,119	8	5,030
公安	1	59	10	149		218
	2	408	22	146		576
	3	492	58	173		723
	4	542	44	249	1	836
	5	257	13	195		465
	6	63	4	50		117
	7	21	1	42		64
	8	15	1	17		33
	9	2		11		13
	計	1,859	153	1,032	1	3,045
職研	1					
	2	66				66
	3	50	2			52
	4	33				33
	5	51	2			53
	計	200	4	—	—	204
医療(一)	1	13				13
	2	8				8
	3	11				11
	4	10				10
	計	42	—	—	—	42
医療(二)	1		1			1
	2	24	1			25
	3	27	2			29
	4	37	9			46
	5	8	5			13
	6	44	14			58
	計	140	32	—	—	172
医療(三)	1					
	2	19	13			32
	3	2	7			9
	4	2	21			23
	5	5	26	1		32
	6	18	11			29
	計	46	78	1	—	125
高校等教育職	1	73	2	2		77
	2	3,045	61	30		3,136
	特2	16				16
	3	99				99
	4	69	1			70
	計	3,302	64	32	—	3,398
中小学校教育職	1					
	2	6,608	368			6,976
	特2	126	1			127
	3	507	5			512
	4	488	6			494
	計	7,729	380	—	—	8,109
学校栄養職員	1					
	2					
	3					
	4	1				1
	5					
	計	1	—	—	—	1
特定任期付職員		2				2
合計		16,799	1,136	2,184	9	20,128

給料表		学歴		大学	短大	高校	中学	計
		級						
行	業	1		9			1	10
		2		12			2	14
		3		13			7	20
		4		18	3		17	38
		5		47	2		18	67
		6		12	1		11	24
		7		6			2	8
		8		2				2
		9						
		10						
政	庁	計		119	6	58	—	183
		1		3	1	1		5
		2		4	1			5
		3		10				10
		4		6	2	5		13
		5		8	1	5		14
		6		2	1	1		4
		7		2				2
		8		1				1
		9						
職	病	計		36	6	12	—	54
		1		5				5
		2		8				8
		3		1				1
		4		4				4
		5		18	—	—	—	18
		6						
		7		3				3
		8		4	7			11
		9		1	4			5
職	業	計		13	15	—	—	28
		5		2	1			3
		6		3	3			6
		1						
		2		9	16			25
		3		6	25			31
職	庁	計		22	134	6	—	162
		4		4	35	3		42
		5		3	42	2		47
		6			16	1		17
		1						
		2						
現業職員	知事 部局等	1						
		2						
		3				4		4
		4		1		7	2	10
		計		1	—	11	2	14
総計			17,008	1,297	2,271	11	20,587	

(注) 該当人員0の級は空欄とした。

第8表 扶養の状況

その1 扶養親族数別職員数

区分 扶養親族数	扶 養 親 族 の あ る 職 員	うち扶養親族である	うち扶養親族で	うち配偶者・子
		配偶者を有する者	ある子を有する者	以外の扶養親族 を有する者
1 人	3,077 人	1,251 人	1,583 人	243 人
2 人	3,060	1,222	2,924	184
3 人	2,097	1,596	2,082	81
4 人	516	443	516	50
5 人	73	68	73	17
6人以上	9	8	9	—
計	8,832	4,588	7,187	575

(注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。

(その2及びその3において同じ。)

2 企業庁職員、病院事業庁職員及び現業職員は含まない。

(その2、その3、第9表及び第10表において同じ。)

その2 扶養親族数

区 分	扶 養 親 族 数
扶 養 親 族 で あ る 配 偶 者	4,588 人
配 偶 者 以 外 の 扶 養 親 族 2 人 ま で	12,114 人
そ の 他 の 扶 養 親 族	1,274 人
計	17,976 人

その3 扶養手当の状況

項目 給料表	手当受給者数	手当受給者 1人当たり 平均手当月額	平均扶養親族数
行政職	2,431人	20,928円	2.0人
公安職	1,768	21,359	2.3
研究職	106	21,877	2.2
医療職（一）	24	19,938	2.3
医療職（二）	58	18,922	1.8
医療職（三）	34	20,824	2.0
高校等教育職	1,578	20,255	2.0
中小校教育職	2,833	20,184	1.9
学校栄養職員	—	—	—
特定期付職員	—	—	—
平均（計）	8,832	20,650	2.0

第9表 住居手当の状況

区分 給料表	手 受 給 者 当 数	うち配偶者の居る 住家・借間	家賃等負担の額 平均	手当受給者 1人当り 月額	うち配偶者の居る 住家・借間
行政職	928人	1人	53,431円	24,817円	13,500円
公安職	1,096	—	33,255	16,357	—
研究職	73	—	54,185	25,179	—
医療職（一）	17	—	52,565	20,076	—
医療職（二）	35	—	54,614	25,891	—
医療職（三）	18	—	52,083	24,400	—
高等学校等教育職	815	—	53,000	24,794	—
中学校・小学校教育職	1,620	—	54,711	25,818	—
学校栄養職員	—	—	—	—	—
特定任期付職員	—	—	—	—	—
計	4,602	1	49,013	23,145	13,500

第10表 通勤手当の状況

区 分	交通機関利用者		交通用具使用者		併 用 者		計		交通機関利用者 1人当たり 運賃等負担額
	人 員	手当受給者 1人当たり 手当月額	人 員	手当受給者 1人当たり 手当月額	人 員	手当受給者 1人当たり 手当月額	人 員	手当受給者 1人当たり 手当月額	
行政職	1,185人	14,306円	2,561人	9,912円	382人	25,454円	4,128人	12,611円	16,136円
公安職	112	15,030	2,061	8,587	45	23,372	2,218	9,213	16,411
給 研 究 職	22	15,755	138	10,418	15	41,154	175	13,724	25,250
料 医 療 職 (一)	1	14,913	23	6,391	4	47,503	28	12,569	38,805
医 療 職 (二)	16	17,116	122	11,422	9	29,465	147	13,146	19,957
医 療 職 (三)	8	16,715	103	9,625	—	—	111	10,136	16,715
高 校 等 教 育 職	119	17,872	2,882	9,758	99	36,681	3,100	10,929	25,281
中 小 校 教 育 職	81	15,488	7,393	7,096	73	31,505	7,547	7,422	21,193
表 学 校 栄 養 職 員	—	—	1	3,000	—	—	1	3,000	—
特 定 任 期 付 職 員	—	—	1	3,000	—	—	1	3,000	—
計	1,544	14,758	15,285	8,351	627	28,356	17,456	9,636	17,687
平均利用距離	24.1 km		13.0 km		40.7 km		15.0 km		
平均通勤所要時間	49.4 分		27.8 分		60.1 分		30.9 分		

(注) 1 「平均利用距離」には、徒歩の距離は含まれていない。

2 「交通機関利用者1人当たり運賃等負担額」には、「併用者」の交通機関利用者を含む。

3 交通機関利用者に係る支給額及び負担額は、1箇月当たりの運賃等の月額とした。

Ⅱ 民間給与関係資料

民間給与関係資料としての各表は、2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査に基づいて作成したものである。

2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査の概要

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成31年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

三重県人事委員会及び人事院

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

企業規模 50人以上で、かつ、事業所規模 50人以上の県内の民間事業所 775 事業所

(2) 調査対象職種

行政職相当職種 22 職種、その他の職種 54 職種、合計 76 職種

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記3の(1)に記載した事業所を組織、規模、産業により13層に層化し、これらの層から163事業所を層化無作為抽出法により抽出したが、調査の完結した事業所は、第11表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係職種以外の調査職種についてこれに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

(3) 調査実人員

8,833人(うち初任給関係職種 522人)であるが、行政職に相当する調査実人員は、7,655人(うち初任給関係職種 462人)である。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は60,532人であり、うち行政職に相当するものは49,789人である。

5 集 計

(1) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(2) 調査結果は、本委員会が集計し、一部については、人事院を通じて独立行政法人統計センターに依頼して集計した。

第11表 産業別、企業規模別調査事業所数

(単位 事業所)

産業	企業規模		規 模 計		
	500 人 以 上	100 人 以 上 500 人 未 満	100 人 未 満		
産 業 計	153	65	62	26	
農業，林業，漁業，鉱業，採石業， 砂利採取業，建設業	4	—	2	2	
製 造 業	98	39	43	16	
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業，郵便業	17	9	4	4	
卸 売 業 ， 小 売 業	1	1	—	—	
金 融 業 ， 保 險 業 、 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	3	3	—	—	
教 育 ， 学 習 支 援 業 、 医 療 ， 福 祉 ， サ ー ビ ス 業	30	13	13	4	

(注) 1 上記のほか、実地調査に際し、規模等が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所が10あった。

2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下、各表について同じ。)

第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種		学 歴	規 模 計	500 人 以 上	100 人 以 上 500 人 未 満	100 人 未 満
			円	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係	新卒事務員・技術者計	大 学 卒	208,296	210,500	201,062	196,317
		短 大 卒	176,974	179,877	※ 180,711	※ 169,157
		高 校 卒	166,837	169,384	162,793	※ 161,700
	新 卒 事 務 員	大 学 卒	208,475	210,736	199,891	※ 186,975
		短 大 卒	174,121	179,491	※ 172,444	※ 164,420
		高 校 卒	164,679	166,090	164,209	※ 155,400
	新 卒 技 術 者	大 学 卒	207,036	207,224	※ 203,077	※ 215,000
		短 大 卒	※ 184,358	※ 181,055	※ 195,274	※ 181,000
		高 校 卒	168,670	171,421	160,663	※ 168,000
そ の 他	新 卒 高 等 学 校 教 諭	大 学 卒	※ 210,000	—	—	※ 210,000
	準 新 卒 医 師	大 学 卒	302,185	302,185	—	—
	準 新 卒 薬 剤 師	大 学 卒	※ 221,200	※ 221,200	—	—
	新 卒 栄 養 士	短 大 卒	※ 172,167	X	※ 165,000	—
	準 新 卒 看 護 師	養 成 所 卒	212,640	211,864	※ 214,857	—
	準 新 卒 准 看 護 師	養 成 所 卒	—	—	—	—

- (注) 1. 「X」は、調査実人員1人であることを示す。
 2. 「※」は、調査実人員10人以下であることを示す。
 3. 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
 4. 「準新卒」とは、平成30年度中に資格免許を取得し、平成31年4月までの間に採用された場合をいう。

第13表 職種別、企業規模別、学歴別給与額

その1 公民給与比較の職種

(1) 規模計

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)			
							円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	14	54.6	676,578	248	676,330	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	6	55.3	716,437	223	716,214		
	短大卒	1	X	X	X	X		
	高校卒	7	53.0	660,028	313	659,715		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	工場長	14	51.7	653,999	926	653,073		構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	8	50.4	636,132	680	635,452		
	短大卒	1	X	X	X	X		
	高校卒	5	53.6	657,072	1,552	655,520		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務部長	170	52.7	634,556	3,952	630,604		2課以上若しくは構成員20人以上の部の長または職能資格等が当該部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	112	53.1	652,463	2,213	650,250		
短大卒	12	49.5	565,728	1,387	564,341			
高校卒	45	52.5	610,674	8,343	602,331			
中学卒	1	X	X	X	X			
技術部長	180	52.3	668,591	1,055	667,536	同 上		
大学卒	118	52.4	683,761	1,332	682,429			
短大卒	17	49.8	590,465	0	590,465			
高校卒	44	52.7	652,713	627	652,086			
中学卒	1	X	X	X	X			
事務部次長	78	51.2	552,512	3,534	548,978	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職または中間職(部長一課長間)		
大学卒	50	49.7	577,131	4,321	572,810			
短大卒	6	51.4	484,716	3,017	481,699			
高校卒	22	54.8	506,761	1,621	505,140			
中学卒	—	—	—	—	—			

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間位置付けられる者をいう。(以下(2)から(4)において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)		
							円
事務	技術部次長	97	49.1	587,245	673	586,572	前記事務部次長の備考欄参照
	大学卒	69	47.9	585,356	840	584,516	
	短大卒	5	51.3	554,115	0	554,115	
	高校卒	23	52.4	597,273	260	597,013	
	中学卒	—	—	—	—	—	
・	事務課長	352	48.7	536,358	13,140	523,218	2係以上若しくは構成員10人以上の課の長または職能資格等が当該課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	190	47.7	543,446	12,654	530,792	
	短大卒	25	49.0	478,811	20,103	458,708	
	高校卒	134	50.1	540,289	12,922	527,367	
	中学卒	3	51.8	372,992	441	372,551	
技術	技術課長	420	47.6	546,389	5,452	540,937	同上
	大学卒	201	46.5	550,671	4,720	545,951	
	短大卒	49	48.6	542,735	1,226	541,509	
	高校卒	169	48.9	541,322	7,796	533,526	
	中学卒	1	X	X	X	X	
関	事務課長代理	131	46.2	497,568	41,310	456,258	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等がこれらの者と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職または中間職（課長一係長間）
	大学卒	86	44.8	503,930	50,284	453,646	
	短大卒	8	49.1	456,638	16,200	440,438	
	高校卒	37	49.4	489,249	21,895	467,354	
	中学卒	—	—	—	—	—	
係	技術課長代理	135	46.8	500,479	19,449	481,030	同上
	大学卒	68	45.4	487,280	5,659	481,621	
	短大卒	17	45.4	509,668	17,519	492,149	
	高校卒	50	49.7	518,974	43,250	475,724	
	中学卒	—	—	—	—	—	
職	事務係長	506	49.3	483,088	52,956	430,132	係の長及び係長級専門職
	大学卒	193	45.5	442,471	56,119	386,352	
	短大卒	51	46.5	450,879	66,847	384,032	
	高校卒	257	51.0	502,145	49,847	452,298	
	中学卒	5	55.2	497,862	82,468	415,394	

(注) 「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の上に位置付けられる者をいう。
(以下（2）から（4）において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)		
							円
事務	技術係長	621	46.9	498,820	78,676	420,144	前記事務係長の備考欄参照
	大学卒	161	43.4	460,970	77,804	383,166	
	短大卒	83	45.8	472,690	67,001	405,689	
	高校卒	362	48.2	517,651	81,857	435,794	
	中学卒	15	54.6	542,270	65,314	476,956	
技	事務主任	529	41.4	391,972	45,952	346,020	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等がこれらの者と同等と認められる主任または中間職（係長一係員間）
	大学卒	253	38.2	392,315	48,082	344,233	
	短大卒	70	43.1	375,588	39,751	335,837	
	高校卒	202	44.8	396,555	45,391	351,164	
	中学卒	4	51.8	389,619	30,463	359,156	
術	技術主任	647	43.5	422,763	52,300	370,463	同 上
	大学卒	200	39.4	413,754	62,985	350,769	
	短大卒	56	44.4	404,776	59,159	345,617	
	高校卒	365	45.5	428,398	43,839	384,559	
関	事務係員	1,738	35.4	303,794	36,761	267,033	
	大学卒	793	32.3	312,162	42,730	269,432	
	短大卒	244	39.0	284,102	30,287	253,815	
	高校卒	689	37.9	300,524	31,762	268,762	
	中学卒	12	47.6	268,163	16,808	251,355	
係	技術係員	1,561	38.2	358,132	42,232	315,900	
	大学卒	535	34.8	360,821	57,040	303,781	
	短大卒	186	40.2	351,132	41,548	309,584	
	高校卒	824	39.1	358,059	36,345	321,714	
	中学卒	16	42.6	380,283	57,328	322,955	
種	技術係員	1,561	38.2	358,132	42,232	315,900	
	大学卒	535	34.8	360,821	57,040	303,781	
	短大卒	186	40.2	351,132	41,548	309,584	
	高校卒	824	39.1	358,059	36,345	321,714	
	中学卒	16	42.6	380,283	57,328	322,955	

(注) 「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の上に位置付けられる者をいう。
(以下(2)から(4)において同じ。)

(2) 規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務	支店長	12	54.3	680,032	295	679,737	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	5	53.9	739,627	274	739,353	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	6	53.4	652,009	374	651,635	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術	工場長	11	53.1	678,904	1,155	677,749	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	6	52.6	687,382	891	686,491	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	4	53.8	642,517	1,913	640,604	
	中学卒	—	—	—	—	—	
関 係	事務部長	102	54.0	710,005	2,251	707,754	2課以上若しくは構成員20人以上の部の長または職能資格等が当該部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	70	54.2	714,832	2,179	712,653	
	短大卒	5	53.2	695,617	156	695,461	
	高校卒	27	53.6	699,275	2,877	696,398	
	中学卒	—	—	—	—	—	
職 種	技術部長	126	52.5	714,407	1,306	713,101	同 上
	大学卒	86	52.5	719,283	1,590	717,693	
	短大卒	10	50.2	683,712	0	683,712	
	高校卒	30	53.3	707,099	744	706,355	
	中学卒	—	—	—	—	—	
種	事務部次長	56	51.0	586,719	4,166	582,553	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職または中間職(部長一課長間)
	大学卒	41	49.7	594,422	5,155	589,267	
	短大卒	3	52.4	558,243	5,799	552,444	
	高校卒	12	55.4	564,429	0	564,429	
	中学卒	—	—	—	—	—	
種	技術部次長	83	49.1	593,673	738	592,935	同 上
	大学卒	61	47.9	590,659	908	589,751	
	短大卒	2	52.0	617,724	0	617,724	
	高校卒	20	52.5	601,518	265	601,253	
	中学卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長	人 267	歳 49.0	円 564,595	円 12,447	円 552,148	2係以上若しくは 構成員10人以上 の課の長または職 能資格等が当該課 の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職
	大 学 卒	157	47.8	557,288	11,113	546,175	
	短 大 卒	13	49.0	539,626	37,527	502,099	
	高 校 卒	96	51.1	583,450	11,574	571,876	
	中 学 卒	1	X	X	X	X	
	技術課長	272	48.2	586,461	3,208	583,253	同 上
	大 学 卒	142	47.1	585,692	4,992	580,700	
	短 大 卒	33	49.7	586,106	1,300	584,806	
	高 校 卒	96	49.7	587,972	736	587,236	
	中 学 卒	1	X	X	X	X	
事務課長代理	97	46.3	517,112	41,059	476,053	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者、課長 に直属し部下4人以上を 有する者、職能資格等が これらの者と同等と認め られる課長代理及び課長 代理級専門職または中間 職（課長－係長間）	
大 学 卒	63	44.9	519,492	49,243	470,249		
短 大 卒	5	48.5	490,013	21,611	468,402		
高 校 卒	29	49.7	515,894	21,846	494,048		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	88	47.1	532,066	15,817	516,249	同 上	
大 学 卒	45	45.3	516,087	2,986	513,101		
短 大 卒	11	44.5	556,805	18,610	538,195		
高 校 卒	32	51.2	550,406	37,051	513,355		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
事務係長	329	50.6	508,762	53,547	455,215	係の長及び係長 級専門職	
大 学 卒	94	47.4	483,056	60,591	422,465		
短 大 卒	34	47.6	489,539	77,544	411,995		
高 校 卒	197	51.5	516,340	49,477	466,863		
中 学 卒	4	55.3	508,030	85,836	422,194		
技術係長	393	48.1	529,828	77,997	451,831	同 上	
大 学 卒	74	43.6	499,917	70,840	429,077		
短 大 卒	45	46.8	524,631	62,001	462,630		
高 校 卒	261	49.1	536,846	82,459	454,387		
中 学 卒	13	55.1	555,906	65,805	490,101		

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事務主任	人	歳	円	円	円	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等がこれらの者と同等と認められる主任または中間職（係長－係員間）	
	337	41.3	418,216	50,595	367,621		
	大学卒	153	37.7	414,014	52,830		361,184
	短大卒	40	42.4	415,820	44,022		371,798
	高校卒	141	44.9	423,556	49,988		373,568
中学卒	3	47.9	420,786	22,815	397,971		
技術主任	428	44.3	435,976	49,464	386,512	同 上	
	大学卒	112	39.6	430,516	62,923		367,593
	短大卒	37	45.2	428,984	56,183		372,801
	高校卒	258	46.4	436,920	40,037		396,883
	中学卒	21	48.3	521,970	121,595		400,375
事務係員	1,009	34.6	323,876	42,393	281,483		
	大学卒	488	31.1	325,449	49,193		276,256
	短大卒	140	38.0	301,625	34,837		266,788
	高校卒	377	38.4	329,466	35,421		294,045
	中学卒	4	47.9	305,760	27,923		277,837
技術係員	945	39.0	372,527	42,000	330,527		
	大学卒	274	35.4	389,139	65,340		323,799
	短大卒	95	41.0	373,438	44,626		328,812
	高校卒	565	39.7	366,955	34,360		332,595
	中学卒	11	46.3	442,071	76,343		365,728

(3) 規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	2	56.0	658,423	0	658,423	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	1	X	X	X	X	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	1	X	X	X	X	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	工場長	3	46.3	553,604	0	553,604	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	2	43.0	470,600	0	470,600	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	1	X	X	X	X	
	中学卒	—	—	—	—	—	
事務部長	53	50.6	524,516	5,547	518,969	2課以上若しくは構成員20人以上の部の長または職能資格等が当該部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	
大学卒	33	51.7	549,554	2,824	546,730		
短大卒	6	46.9	474,886	2,569	472,317		
高校卒	14	49.8	487,771	13,157	474,614		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	38	52.1	569,678	206	569,472	同 上	
大学卒	26	52.9	584,694	297	584,397		
短大卒	3	48.4	482,347	0	482,347		
高校卒	8	50.6	552,992	0	552,992		
中学卒	1	X	X	X	X		
事務部次長	11	48.0	447,727	2,120	445,607	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職または中間職(部長一課長間)	
大学卒	4	44.0	482,826	0	482,826		
短大卒	3	50.4	405,493	19	405,474		
高校卒	4	51.1	437,136	6,388	430,748		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	10	49.2	544,856	53	544,803	同 上	
大学卒	6	48.5	543,907	0	543,907		
短大卒	2	51.0	538,067	0	538,067		
高校卒	2	49.7	556,599	305	556,294		
中学卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長	64	47.1	455,163	17,569	437,594	2係以上若しくは 構成員10人以上 の課の長または職 能資格等が当該課 の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職
	大 学 卒	25	47.4	490,016	20,163	469,853	
	短 大 卒	9	49.5	417,879	1,282	416,597	
	高 校 卒	29	45.9	440,558	20,615	419,943	
	中 学 卒	1	X	X	X	X	
	技術課長	107	46.7	468,003	12,383	455,620	同 上
	大 学 卒	38	45.4	449,148	2,669	446,479	
	短 大 卒	9	47.5	458,716	1,026	457,690	
	高 校 卒	60	47.5	481,882	20,615	461,267	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事務課長代理	17	46.3	441,927	50,145	391,782	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者、課長 に直属し部下4人以上を 有する者、職能資格等が これらの者と同等と認め られる課長代理及び課長 代理級専門職または中間 職（課長－係長間）	
大 学 卒	12	45.4	470,394	63,912	406,482		
短 大 卒	—	—	—	—	—		
高 校 卒	5	48.4	375,755	18,141	357,614		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	41	45.8	427,569	24,844	402,725	同 上	
大 学 卒	22	46.2	417,493	9,732	407,761		
短 大 卒	5	45.8	404,027	315	403,712		
高 校 卒	14	44.9	457,070	64,268	392,802		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
事務係長	149	44.6	384,054	53,061	330,993	係の長及び係長 級専門職	
大 学 卒	87	43.6	391,279	53,247	338,032		
短 大 卒	15	43.5	347,771	36,620	311,151		
高 校 卒	47	47.0	381,309	57,902	323,407		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
技術係長	196	44.2	421,220	80,137	341,083	同 上	
大 学 卒	75	43.7	417,940	83,119	334,821		
短 大 卒	32	45.1	397,221	72,534	324,687		
高 校 卒	88	44.4	436,395	81,192	355,203		
中 学 卒	1	X	X	X	X		

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務主任	125	41.6	315,158	39,593	275,565	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等がこれらの者と同等と認められる主任または中間職（係長・係員間）
	大 学 卒	61	39.8	326,424	43,373	283,051	
	短 大 卒	23	43.2	314,347	36,194	278,153	
	高 校 卒	41	43.1	299,654	36,174	263,480	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術主任	170	40.1	364,792	63,255	301,537	同 上
	大 学 卒	61	39.4	357,890	58,856	299,034	
	短 大 卒	18	42.5	341,410	68,246	273,164	
	高 校 卒	87	39.7	378,729	66,750	311,979	
	中 学 卒	4	47.4	337,890	35,316	302,574	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係員	560	36.9	264,151	27,158	236,993	
	大 学 卒	229	35.5	278,625	29,611	249,014	
	短 大 卒	83	40.1	252,593	22,661	229,932	
	高 校 卒	245	36.9	254,765	26,491	228,274	
	中 学 卒	3	47.5	247,493	19,356	228,137	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術係員	481	35.2	304,227	43,587	260,640	
	大 学 卒	186	33.6	307,432	41,380	266,052	
	短 大 卒	63	39.2	299,937	34,638	265,299	
	高 校 卒	229	35.3	303,574	48,237	255,337	
	中 学 卒	3	36.7	245,800	16,944	228,856	

(4) 規模100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	—	—	—	—	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	—	—	—	—	
	短大卒	—	—	—	—	
	高校卒	—	—	—	—	
	工場長	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	—	—	—	—	
	短大卒	—	—	—	—	
	高校卒	—	—	—	—	
事務部長	15	51.9	534,756	9,560	525,196	2課以上若しくは構成員20人以上の部の長または職能資格等が当該部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
大学卒	9	50.1	555,130	100	555,030	
短大卒	1	X	X	X	X	
高校卒	4	56.0	510,613	25,000	485,613	
技術部長	16	50.4	519,996	1,014	518,982	同 上
大学卒	6	48.3	553,297	1,852	551,445	
短大卒	4	50.3	487,585	0	487,585	
高校卒	6	52.5	508,303	853	507,450	
事務部次長	11	55.6	454,531	1,155	453,376	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職または中間職(部長一課長間)
大学卒	5	55.2	492,252	0	492,252	
短大卒	—	—	—	—	—	
高校卒	6	56.0	423,098	2,118	420,980	
技術部次長	4	48.0	469,655	0	469,655	同 上
大学卒	2	43.5	438,490	0	438,490	
短大卒	1	X	X	X	X	
高校卒	1	X	X	X	X	
中学卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長	21	50.5	430,350	7,675	422,675	2係以上若しくは 構成員10人以上 の課の長または職 能資格等が当該課 の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職
	大 学 卒	8	46.5	433,944	19,462	414,482	
	短 大 卒	3	47.3	399,079	1,322	397,757	
	高 校 卒	9	54.6	435,819	0	435,819	
	中 学 卒	1	X	X	X	X	
	技術課長	41	44.9	435,536	4,555	430,981	同 上
	大 学 卒	21	42.4	431,322	6,278	425,044	
	短 大 卒	7	43.9	427,859	1,119	426,740	
	高 校 卒	13	49.3	446,477	3,621	442,856	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	—
事務課長代理	17	45.2	420,530	33,202	387,328	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者、課長 に直属し部下4人以上を 有する者、職能資格等が これらの者と同等と認め られる課長代理及び課長 代理級専門職または中間 職（課長－係長間）	
大 学 卒	11	43.2	424,172	41,843	382,329		
短 大 卒	3	50.3	388,526	5,157	383,369		
高 校 卒	3	47.7	439,180	29,562	409,618		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	6	50.5	429,468	51,511	377,957	同 上	
大 学 卒	1	X	X	X	X		
短 大 卒	1	X	X	X	X		
高 校 卒	4	52.5	428,952	29,284	399,668		
中 学 卒	—	—	—	—	—	—	
事務係長	28	44.6	410,442	37,271	373,171	係の長及び係長 級専門職	
大 学 卒	12	42.2	438,151	32,856	405,295		
短 大 卒	2	48.5	432,802	75,317	357,485		
高 校 卒	13	45.5	381,063	34,125	346,938		
中 学 卒	1	X	X	X	X		
技術係長	32	42.8	444,436	81,595	362,841	同 上	
大 学 卒	12	39.9	459,751	97,477	362,274		
短 大 卒	6	41.2	459,508	80,495	379,013		
高 校 卒	13	45.4	419,633	65,775	353,858		
中 学 卒	1	X	X	X	X		

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務主任	人	歳	円	円	円	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等がこれらの者と同等と認められる主任または中間職（係長－係員間）
	大学卒	67	42.6	344,345	23,226	321,119	
	短大卒	39	39.0	363,733	26,174	337,559	
	高校卒	7	47.9	298,438	20,923	277,515	
	中学卒	20	46.7	324,324	16,944	307,380	
		1	X	X	X	X	
	技術主任	49	40.1	388,067	65,880	322,187	同 上
	大学卒	27	37.6	388,564	75,597	312,967	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	20	43.5	393,315	56,000	337,315	
中学卒	1	X	X	X	X		
事務係員	169	37.1	270,607	21,812	248,795		
大学卒	76	34.2	289,501	21,057	268,444		
短大卒	21	42.9	266,394	23,182	243,212		
高校卒	67	38.0	251,255	23,403	227,852		
中学卒	5	47.4	252,871	6,524	246,347		
技術係員	135	34.2	294,480	41,269	253,211		
大学卒	75	33.9	302,493	39,975	262,518		
短大卒	28	35.2	285,432	32,067	253,365		
高校卒	30	34.1	284,123	55,281	228,842		
中学卒	2	31.5	261,141	18,865	242,276		

参考 行政職給料表の職務の級と民間事業所従業員との対応格付表

級	対 応 民 間 職 種		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上500人未満	企業規模100人未満
10、9級	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長		
8級	事務課長・技術課長		
7級	事務課長・技術課長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長
6級	事務課長代理・技術課長代理	事務課長・技術課長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長
5級	事務課長代理・技術課長代理	事務課長・技術課長	事務課長・技術課長
4級	事務係長・技術係長	事務課長代理・技術課長代理	事務課長代理・技術課長代理
3級	事務係長・技術係長	事務係長・技術係長	事務係長・技術係長
2級	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任
1級	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

その2 その他の職種
規模計

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)			
技能・ 労務関係 職種	電 話 交 換 手	—	—	—	—	{ 見習、外国語の電話交換手 を除く。		
	自家用乗用自動車運転手	4	55.3	367,453	89,350		278,103	
	守 衛	32	50.5	408,238	32,889		375,349	
	用 務 員	3	49.4	321,191	4,899		316,292	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	5	59.0	921,102	0	921,102	役員を除く。	
	大 学 教 授	17	56.9	735,013	0	735,013		
	大 学 准 教 授	18	45.6	596,653	0	596,653		
	大 学 講 師	—	—	—	—	—		
	大 学 助 教	—	—	—	—	—		
職 種	高 等 学 校 校 長	—	—	—	—	—	同 上	
	高 等 学 校 教 頭	5	58.6	561,544	0	561,544		
	高 等 学 校 教 諭	75	43.1	453,006	3,793	449,213		
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	—	—	—	—	—	{ 構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上または構成員 7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係) の長 下記研究員より上位の者(研究所 長の職名を有する者、上記研究部 長(課)長及び研究室(係)長を除く。)	
	研 究 部 (課) 長	35	49.8	652,279	1,692	650,587		
	研 究 室 (係) 長	43	48.1	560,837	77,315	483,522		
	主 任 研 究 員	95	42.5	465,350	54,180	411,170		
	研 究 員	66	34.7	336,012	35,697	300,315		
	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—		
医 療 関 係 職 種	病 院 長	2	60.0	1,750,469	35,000	1,715,469	{ 部下に医師または歯科医師5人 以上(役員を除く。) 上記院長に事故等のあると きの職務代行者 部下に医師または歯科医師1人 以上	
	副 院 長	10	58.2	1,560,944	95,859	1,465,085		
	医 科 長	22	55.5	1,363,963	359,127	1,004,836		
	医 師	54	38.0	1,196,346	331,167	865,179		
	歯 科 医 師	4	52.0	1,158,853	185,148	973,705		
	薬 局 長	5	46.4	485,991	56,141	429,850		部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	32	36.0	447,213	102,594	344,619		
	診 療 放 射 線 技 師	41	40.2	446,401	96,955	349,446		
	臨 床 検 査 技 師	47	41.4	434,775	91,061	343,714		
	栄 養 士	29	32.5	280,979	20,862	260,117		
職 種	理 学 療 法 士	97	31.5	306,048	19,167	286,881	276,178	
	作 業 療 法 士	58	31.1	294,266	18,088	276,178		
	総 看 護 師 長	5	54.0	573,330	7,070	566,260		部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	84	48.0	442,573	49,168	393,405		
看 護 師	179	38.0	365,435	63,211	302,224			
准 看 護 師	51	49.8	319,119	33,889	285,230			

第14表 初任給の改定状況

項目 学歴 企業規模		三重県					全国				
		採用あり	初任給の改定状況			採用なし	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増額	据置き	減額			増額	据置き	減額	
大 学 卒	計	57.1 %	(50.0) %	(48.7) %	(1.3) %	42.9 %	48.7 %	(38.4) %	(60.8) %	(0.8) %	51.3 %
	500人以上	87.6	(57.4)	(42.6)	-	12.4	87.4	(46.0)	(52.4)	(1.6)	12.6
	100人以上 500人未満	41.5	(38.5)	(61.5)	-	58.5	52.0	(36.1)	(63.4)	(0.5)	48.0
	100人未満	23.7	(33.3)	(50.0)	(16.7)	76.3	25.1	(33.7)	(65.7)	(0.6)	74.9
高 校 卒	計	46.7	(56.7)	(43.3)	-	53.3	30.3	(41.2)	(58.2)	(0.6)	69.7
	500人以上	71.5	(68.4)	(31.6)	-	28.5	51.6	(44.7)	(54.3)	(1.0)	48.4
	100人以上 500人未満	34.0	(41.5)	(58.5)	-	66.0	31.7	(39.8)	(59.7)	(0.5)	68.3
	100人未満	19.7	(20.0)	(80.0)	-	80.3	17.9	(40.7)	(59.3)	-	82.1

- (注) 1 採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。
 2 ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。
 3 初任給の改定状況は、全国は本店について、三重県は本店及び支店について集計した割合である。

第15表 扶養（家族）手当の支給状況

扶養家族の構成	支 給 月 額			
	三 重 県		全 国	
配 偶 者	13,464円		12,935円	
配偶者と子1人	20,267円	(6,803円)	19,153円	(6,218円)
配偶者と子2人	26,965円	(6,698円)	24,949円	(5,796円)

- (注) 1. 支給月額、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。
 2. ()内の金額は、支給月額のうち、子が1人増えることにより増加する額である。
 備考 本県職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、子については、1人につき10,000円、子以外については、1人につき6,500円である。なお、行政職給料表8級以上（これに相当する職務の級を含む）の職員は、子以外については、1人につき3,500円である。また、満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第16表 特別給の支給状況

項目		区分	三 重 県		全 国	
			事務・技術等従業員	技能・労務等従業員		
平均給与 月額	下半期 (A1)	340,137 円	386,081 円	284,518 円		
	上半期 (A2)	336,766	386,166	285,750		
特別給の 支給額	下半期 (B1)	765,891 円	844,844 円	561,508 円		
	上半期 (B2)	754,062	899,582	558,126		
特別給の 支給割合	下半期 (B1/A1)	2.25 月分	2.19 月分	1.97 月分		
	上半期 (B2/A2)	2.24	2.33	1.95		
年間の平均		4.49 月分	4.51 月分			

(注) 下半期は平成30年8月から平成31年1月まで、上半期は平成31年2月から令和元年7月までの期間をいう。

第17表 給与改定の状況

項目	三 重 県				全 国			
	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ 慣行なし	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ 慣行なし
係 員	40.4 %	9.3 %	— %	50.3 %	31.1 %	6.9 %	0.2 %	61.8 %
課長級	26.4	17.4	—	56.2	27.5	7.0	0.1	65.4

(注) ベースアップの慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第18表 定期昇給の実施状況

役職 段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
			増 額	減 額	変化なし			
三 重 県	係 員	96.5 %	94.8 %	23.3 %	10.4 %	61.1 %	1.7 %	3.5 %
	課 長 級	88.2	86.4	20.0	12.1	54.3	1.8	11.8
全 国	係 員	90.4	89.4	27.0	5.7	56.7	1.0	9.6
	課 長 級	85.0	84.0	25.4	4.7	53.9	1.0	15.0

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第19表 定期昇給制度の状況

役職 段階	項目 企業規模	三重県					全国				
		定期昇給 制度あり	定期昇給 制度なし			定期昇給 制度あり	定期昇給 制度なし				
			自動昇給	査定昇給	昇格昇給		自動昇給	査定昇給	昇格昇給		
係 員	計	98.3 %	43.6 %	87.1 %	50.9 %	1.7 %	90.4 %	38.4 %	76.2 %	41.8 %	9.6 %
	500人以上	98.7	53.0	84.4	72.9	1.3		33.9	84.1	52.7	
	100人以上 500人未満	98.8	37.6	92.3	36.1	1.2		41.1	75.7	42.6	
	100人未満	96.1	35.8	81.4	34.3	3.9		36.2	73.3	35.0	
課 長 級	計	90.9	35.6	91.5	46.4	9.1	85.0	32.0	73.1	39.7	15.0
	500人以上	83.6	36.9	96.1	66.3	16.4		20.5	76.4	47.4	
	100人以上 500人未満	96.9	34.2	91.8	33.5	3.1		34.9	72.3	40.0	
	100人未満	94.4	36.4	81.8	36.4	5.6		32.9	72.9	35.3	

- (注) 1 定期昇給の有無が不明の事業所を除いて集計した。
 2 定期昇給制度の内容(自動昇給・査定昇給・昇格昇給)は、複数回答である。
 3 全国における企業規模別の「定期昇給制度の有無」は公表されていないため、記載していない。

第20表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	項目	部長級(非役員)		課長級		係員	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
三 重 県	規模計	44.2 %	55.8 %	49.0 %	51.0 %	55.6 %	44.4 %
	500人以上	41.0	59.0	43.8	56.2	57.2	42.8
	100人以上 500人未満	38.3	61.7	42.1	57.9	44.8	55.2
	100人未満	62.9	37.1	74.0	26.0	74.0	26.0
全 国	規模計	49.7	50.3	50.7	49.3	55.0	45.0
	500人以上	42.2	57.8	44.6	55.4	54.5	45.5
	100人以上 500人未満	51.3	48.7	52.0	48.0	55.8	44.2
	100人未満	50.8	49.2	51.4	48.6	53.8	46.2

第21表 住居(住宅)手当の支給状況

項 目		事業所の割合	
		三重県	全国
支給の有無	支給	57.2 %	52.2 %
	非支給	42.8	47.8
借家・借間居住者に対する住居(住宅)		25,000円以上	30,000円以上
手当月額の最高支給額の中位階層		26,000円未満	31,000円未満

備考 本県職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

Ⅲ 生計費関係資料

平成 31 年 4 月の標準生計費算定方法

標準生計費は、国民一般の標準的な生活の水準を求めるためのものであり、総務省の「全国消費実態調査」及び「家計調査」に基づき、次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

1 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれ次に掲げる「全国消費実態調査」及び「家計調査」の大分類項目に対応する。

食料費	・・・	食料
住居関係費	・・・	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	・・・	被服及び履物
雑費Ⅰ	・・・	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	・・・	その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

2 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、「家計調査」における平成31年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成31年4月の全国の各費目別標準生計費（平成26年の「全国消費実態調査」を基礎として算定した平成30年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を加味して算定した値）に、全国の費目別平均支出金額と本県の費目別平均支出金額との比率を乗じて算定した。

（参考）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成30年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子供で構成されている標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第22表 費目別、世帯人員別標準生計費(平成31年4月)

その1 津市

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	25,830 円	40,720 円	50,410 円	60,100 円	69,790 円
住居関係費	41,240	33,090	35,630	38,180	40,730
被服・履物費	2,890	8,160	9,070	9,970	10,880
雑費 I	33,510	29,730	50,510	71,280	92,070
雑費 II	8,630	20,240	24,580	28,930	33,280
計	112,100	131,940	170,200	208,460	246,750

その2 全国

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	26,020 円	41,010 円	50,770 円	60,530 円	70,300 円
住居関係費	48,300	38,750	41,730	44,720	47,700
被服・履物費	2,430	6,850	7,620	8,380	9,140
雑費 I	35,120	31,160	52,940	74,700	96,490
雑費 II	8,320	19,520	23,710	27,900	32,090
計	120,190	137,290	176,770	216,230	255,720

参考 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

世帯人員 費目	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	0.502	0.622	0.742	0.861
住居関係費	0.755	0.814	0.872	0.930
被服・履物費	0.476	0.529	0.582	0.635
雑費 I	0.217	0.369	0.520	0.672
雑費 II	0.301	0.366	0.430	0.495

IV 労働経済

第23表 労働経済指標

項目				年 月					
				平成30年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	
賃労働 金時 ・間 (戦 略企 画部 統 計 調 査 地 方 調 査 課 査)	きまって支給する給与			金額	287,554 円	283,244	286,636	286,324	282,434
				前月年比	1.8 %	1.6	1.0	1.4	1.1
	(調査 産業計)	うち 所 定 内 給 与	調査計	金額	256,439 円	254,632	257,070	256,715	254,417
			一般労働者	金額	309,657 円	307,573	310,138	311,074	307,474
	うち所定外給与			金額	31,115 円	28,612	29,566	29,609	28,017
	総実労働時間数			時間数	153.7 時間	145.8	154.6	152.2	144.3
(調査 産業計)	うち 所 定 外 給 与	時間数	14.6 時間	13.5	13.7	13.9	12.8		
生 計 費 (家 調 査)	消費 支 出 (名 目)	全 世 帯	全 国 (総務省 統計局)	金額	294,439 円	281,307	267,641	283,387	292,481
			前月年比	△ 0.5 %	△ 0.6	△ 0.4	1.5	4.3	
		勤 労 者 世 帯	全 国 (総務省 統計局)	金額	334,967 円	312,354	291,998	310,031	319,939
			前月年比	1.5 %	△ 0.9	△ 1.6	0.4	6.1	
		津 市 帯 (戦 略企 画部 統 計 課)	金額	265,049 円	246,914	297,784	319,107	317,808	
			前月年比	△ 4.3 %	△ 6.7	23.1	19.5	△ 1.5	
津 市 帯 (戦 略企 画部 統 計 課)	金額	278,753 円	265,844	309,344	330,540	333,742			
	前月年比	△ 18.3 %	△ 13.4	11.9	7.1	1.6			
物 価 値	消費者 物価指数	全 国 (総務省 統計局)	前月年比	0.6 %	0.7	0.7	0.9	1.3	
		津 市 (総務省 統計局)	前月年比	0.5 %	0.7	0.7	1.2	1.6	
	国内 企 業 物 価 指 数 (日 本 銀 行)	前月年比	2.2 %	2.7	2.8	3.1	3.1		
雇 用	有効求人 率 (季 節 調 整 値)	全 国 (厚 生 労 働 省)	1.60 倍	1.61	1.61	1.62	1.63		
		三 重 県 (三 重 労 働 局)	1.72 倍	1.69	1.72	1.70	1.71		
	完全 失 業 率 (季 節 調 整 値)	全 国 (総 務 省 統 計 局)	2.5 %	2.3	2.5	2.5	2.4		

(注) 1 「毎月勤労統計調査地方調査」とは、統計法に基づく基幹統計であって、雇用、給与及び労働時間について、三重県における毎月の変動を明らかにすることを目的とするものであり、このうち、「きまって支給する給与」とは、労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規程等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことである。

2 「賃金・労働時間」欄は、事業所規模30人以上の数値である。

3 「生計費」欄は、農林漁家世帯を含む数値である。

関 係 資 料

9 月	10 月	11 月	12 月	平成31年 1 月	2 月	3 月	4 月	令和元年 5 月	6 月
285,101 0.9	287,656 1.4	290,363 1.7	286,658 0.8	285,226 1.1	287,283 0.9	287,424 0.4	291,835 1.4	286,169 1.1	287,948 0.5
256,073	255,861	258,737	255,322	253,052	253,239	254,877	257,424	254,437	254,747
309,290	309,398	311,765	309,966	308,262	307,902	310,363	309,648	306,180	305,400
29,028	31,795	31,626	31,336	32,174	34,044	32,547	34,411	31,732	33,201
146.1	153.6	157.1	148.1	137.2	148.0	146.9	151.6	141.7	151.5
14.1	14.7	14.7	14.6	14.0	15.2	14.9	15.6	14.0	14.9
271,273 0.9	290,396 2.7	281,041 1.3	329,271 2.2	296,345 2.3	271,232 2.1	309,274 2.7	301,136 2.3	300,901 7.0	276,882 3.5
282,555 14.4	275,730 1.0	272,003 2.2	305,345 △ 19.1	295,463 4.0	289,833 14.9	314,035 11.1	266,125 0.4	319,165 29.3	277,001 △ 7.0
302,652 2.5	315,433 0.5	303,516 0.8	351,044 △ 0.3	325,768 2.6	302,753 4.7	348,942 4.2	337,164 0.7	332,273 6.4	308,425 5.6
337,608 18.8	301,830 0.1	313,871 9.3	340,318 △ 14.1	325,621 6.0	347,179 22.9	390,193 35.6	327,568 17.5	338,281 27.2	328,062 6.1
1.2	1.4	0.8	0.3	0.2	0.2	0.5	0.9	0.7	0.7
1.7	1.8	1.2	0.7	0.4	0.2	0.4	0.8	0.7	0.4
3.0	3.0	2.3	1.4	0.6	0.9	1.3	1.2	0.6	△ 0.1
1.63	1.62	1.63	1.63	1.63	1.63	1.63	1.63	1.62	1.61
1.72	1.71	1.71	1.71	1.76	1.73	1.71	1.73	1.70	1.68
2.4	2.4	2.5	2.4	2.5	2.3	2.5	2.4	2.4	2.3

V 経 年 統

第24表 部局別、給料表別職員数の状況

区分	年	平成22年		23		24		25	
		再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用
知事部局	行政職	3,508	4	3,477	2	3,502	5	3,479	17
	研究職	189		197		203		201	1
	医療職(一)	41		37		39		40	
	医療職(二)	180	1	181	3	191	3	182	1
	医療職(三)	123		127		129		126	
	特定任期付職員			1		1		1	
	第1号任期付研究員	1							
小計	4,042	5	4,020	5	4,065	8	4,029	19	
警察	行政職	342		334		342		335	
	公安職	2,974	2	2,990	2	2,996	1	2,998	1
	研究職	15		16		14		16	
	小計	3,331	2	3,340	2	3,352	1	3,349	1
各種委員会	行政職	364		358		344		341	1
県立学校 市町立学校	高校等教育職	3,658	44	3,642	60	3,632	48	3,610	53
	中小校教育職	9,221	5	9,147	7	9,040	8	8,910	5
	行政職	807	4	785	6	784	7	769	16
	学校栄養職員	12	1	9	1	3		3	
	小計	13,698	54	13,583	74	13,459	63	13,292	74
計	21,435	61	21,301	81	21,220	72	21,011	95	
企業庁	行政職	238	7	228	4	224	2	220	4
病院事業庁	行政職	93	1	101		45		43	
	医療職(一)	134		127		21		21	
	医療職(二)	121		124		28		27	
	医療職(三)	611	3	637	2	170	2	158	3
知事部局等	現業職員	360	29	353	30	352	19	347	20
企業庁	現業職員	2	1	2	1	2		2	
病院事業庁	現業職員	31	1	24	1	11		11	
合計		23,025	103	22,897	119	22,073	95	21,840	122

- (注) 1 職員の区分欄における「再任用以外」とは再任用職員以外の職員をいい、「再任用」とはフルタイム勤務の再任用職員をいう。
2 該当人員0の欄は空欄とした。

計 資 料

(単位 人)

26		27		28		29		30		31	
再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用
3,507	19	3,515	27	3,532	29	3,482	35	3,655	69	3,619	90
199	1	198	1	203	1	194	2	189	3	187	4
37		36		35		36		40		42	
178	2	183		169	1	172	4	169	5	172	5
122	1	125	1	121	2	124	2	127	1	125	2
2		2		2		2		2		2	
4,045	23	4,059	29	4,062	33	4,010	43	4,182	78	4,147	101
340		339	1	335		340		343		340	
2,978	1	2,991	6	3,020	7	3,016	7	3,022	7	3,045	7
16		16		17		17		16		17	
3,334	1	3,346	7	3,372	7	3,373	7	3,381	7	3,402	7
342	1	344	1	350	2	352	4	356	4	339	5
3,665	65	3,616	73	3,560	100	3,529	137	3,470	147	3,398	157
8,824	24	8,761	40	8,653	66	8,525	102	8,378	141	8,109	161
764	22	753	24	729	40	711	49	756	68	732	76
2		2		2		2		1	1	1	1
13,255	111	13,132	137	12,944	206	12,767	288	12,605	357	12,240	395
20,976	136	20,881	174	20,728	248	20,502	342	20,524	446	20,128	508
218	3	183	1	182	1	182		181	1	183	1
46		50		47	1	48	1	54	2	54	2
19		19		17		16		19		18	
26	1	28	1	30		29		29		28	
158	3	161	1	160	2	164	2	162	1	162	1
340	25	327	27	309	34	291	42	21		14	
2		2		2		2					
10		10		10		8	1				
21,795	168	21,661	204	21,485	286	21,242	388	20,990	450	20,587	512

第25表 給料表別職員数、平均給料月額、平均年齢及び平均経験年数の状況

(単位 職員数：人、平均給料月額：円、平均年齢：歳、平均経験年数：年)

区 分		年	平成22年	23	24	25	26	27	28	29	30	31
行政職	一 般	職 員 数	4,214	4,169	4,188	4,155	4,189	4,198	4,217	4,174	4,354	4,298
		平均給料月額	351,288	350,854	351,014	350,786	350,405	348,048	349,931	349,321	349,622	348,484
		平均年齢	42.5	42.7	42.8	42.9	43.0	43.1	43.1	43.3	44.2	44.2
		平均経験年数	20.9	21.1	21.2	21.3	21.3	21.4	21.4	21.5	22.6	22.6
	県立 学 校	職 員 数	807	785	784	769	764	753	729	711	756	732
		平均給料月額	355,449	352,315	349,874	344,634	341,460	339,681	339,699	337,673	337,998	334,348
		平均年齢	44.7	44.8	44.8	44.3	44.2	44.2	43.8	43.7	44.4	43.9
		平均経験年数	23.9	24.0	24.0	23.5	23.3	23.0	23.0	22.8	23.5	22.9
	市町立 学 校	職 員 数	5,021	4,954	4,972	4,924	4,953	4,951	4,946	4,885	5,110	5,030
		平均給料月額	351,957	351,086	350,834	349,825	349,025	346,776	348,423	347,626	347,902	346,427
平均年齢		42.8	43.0	43.2	43.1	43.2	43.3	43.2	43.4	44.2	44.2	
平均経験年数		21.4	21.6	21.7	21.6	21.6	21.7	21.6	21.7	22.7	22.6	
計	職 員 数	5,021	4,954	4,972	4,924	4,953	4,951	4,946	4,885	5,110	5,030	
	平均給料月額	351,957	351,086	350,834	349,825	349,025	346,776	348,423	347,626	347,902	346,427	
	平均年齢	42.8	43.0	43.2	43.1	43.2	43.3	43.2	43.4	44.2	44.2	
公安職	職 員 数	2,974	2,990	2,996	2,998	2,978	2,991	3,020	3,016	3,022	3,045	
	平均給料月額	330,539	328,033	327,062	325,450	324,033	321,257	325,959	326,901	328,139	328,686	
	平均年齢	38.7	38.5	38.5	38.2	38.0	37.8	37.7	37.7	38.3	38.4	
研究職	職 員 数	204	213	217	217	215	214	220	211	205	204	
	平均給料月額	376,422	376,788	374,685	376,934	379,613	383,644	384,210	380,354	376,830	371,438	
	平均年齢	40.9	41.3	41.2	41.4	41.8	42.7	42.5	42.2	42.5	42.1	
医療職 (一)	職 員 数	41	37	39	40	37	36	35	36	40	42	
	平均給料月額	430,929	432,070	433,208	439,310	437,049	443,272	454,812	467,789	450,730	443,112	
	平均年齢	40.7	41.4	40.9	41.3	41.8	42.9	43.9	45.3	43.6	42.5	
医療職 (二)	職 員 数	180	181	191	182	178	183	169	172	169	172	
	平均給料月額	371,678	369,019	358,726	362,756	360,174	358,505	358,208	351,912	351,378	354,287	
	平均年齢	42.9	43.0	42.0	42.4	42.3	42.3	41.6	41.1	41.7	42.3	
医療職 (三)	職 員 数	123	127	129	126	122	125	121	124	127	125	
	平均給料月額	373,528	366,918	365,015	364,606	361,942	353,039	352,681	346,924	342,808	341,466	
	平均年齢	44.6	44.1	44.3	44.4	44.9	44.5	44.1	43.7	44.1	44.2	
高校等 教育職	職 員 数	3,658	3,642	3,632	3,610	3,665	3,616	3,560	3,529	3,470	3,398	
	平均給料月額	406,059	400,916	398,579	396,770	394,607	391,623	394,582	395,462	395,582	395,637	
	平均年齢	45.0	44.8	44.8	44.7	44.6	44.7	44.8	45.0	45.6	45.8	
中小校 教育職	職 員 数	9,221	9,147	9,040	8,910	8,824	8,761	8,653	8,525	8,378	8,109	
	平均給料月額	392,775	387,942	385,370	382,538	378,695	373,842	374,417	371,852	368,980	368,049	
	平均年齢	44.4	44.3	44.3	44.1	43.8	43.5	43.2	42.9	42.9	42.8	
学 校 栄 養 職 員	職 員 数	12	9	3	3	2	2	2	2	1	1	
	平均給料月額	365,717	367,417	409,283	374,200	368,880	369,145	375,623	378,350	364,500	368,800	
	平均年齢	47.2	47.9	54.0	49.7	47.5	48.5	49.5	50.5	43.0	44.0	
特 定 任 期 付 職 員	職 員 数	—	1	1	1	2	2	2	2	2	2	
	平均給料月額	—	621,000	620,000	620,000	548,500	550,000	545,000	545,000	545,000	545,000	
	平均年齢	—	62.0	63.0	64.0	48.0	49.0	49.0	50.0	51.5	52.5	
第 1 号 任 期 付 研 究 員	職 員 数	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	平均給料月額	610,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	平均年齢	61.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
計	職 員 数	21,435	21,301	21,220	21,011	20,976	20,881	20,728	20,502	20,524	20,128	
	平均給料月額	376,470	372,860	370,936	368,953	366,582	362,949	364,615	363,486	362,164	361,274	
	平均年齢	43.3	43.2	43.2	43.1	42.9	42.8	42.7	42.6	43.0	43.0	
		平均経験年数	21.3	21.2	21.3	21.0	20.8	20.8	20.5	20.4	20.9	20.8

区 分		年	平成22年	23	24	25	26	27	28	29	30	31
行政職	企業庁	職 員 数	238	228	224	220	218	183	182	182	181	183
		平均給料月額	337,493	335,374	338,047	338,472	340,854	341,525	350,234	351,062	355,587	357,022
		平均年齢	40.8	40.7	41.0	40.9	41.4	42.1	42.9	43.1	44.4	45.0
		平均経験年数	20.1	19.8	19.9	19.7	20.3	21.0	21.8	21.8	23.2	23.8
	病院	職 員 数	93	101	45	43	46	50	47	48	54	54
		平均給料月額	331,209	335,875	342,043	347,046	345,978	350,018	350,804	350,069	350,857	338,441
平均年齢		40.2	40.8	42.2	42.6	42.7	44.2	44.0	43.9	45.2	43.4	
平均経験年数		18.0	18.4	19.4	19.7	19.8	21.5	20.8	20.8	23.1	21.6	
医療職 (一)	事業庁	職 員 数	134	127	21	21	19	19	17	16	19	18
		平均給料月額	400,089	406,209	418,700	416,767	411,579	418,563	440,388	446,488	435,411	423,989
		平均年齢	39.1	39.7	40.3	40.9	39.1	41.8	42.0	42.2	41.4	40.3
医療職 (二)	病院	平均経験年数	15.0	15.8	16.6	17.0	14.1	15.1	15.4	18.7	16.3	15.4
		職 員 数	121	124	28	27	26	28	30	29	29	28
		平均給料月額	329,177	331,006	339,560	348,840	349,993	342,629	353,087	347,833	350,299	337,061
医療職 (三)	事業庁	平均年齢	38.3	38.8	40.1	41.4	41.3	40.8	41.5	41.3	42.6	41.1
		平均経験年数	16.2	16.7	18.2	19.4	19.0	18.6	19.2	18.9	20.1	18.8
		職 員 数	611	637	170	158	158	161	160	164	162	162
医療職 (三)	病院	平均給料月額	296,100	295,741	325,336	331,122	328,386	326,486	331,134	329,645	332,847	333,940
		平均年齢	36.3	36.4	41.4	42.2	42.4	42.8	43.2	43.1	44.3	44.9
		平均経験年数	13.3	13.3	17.2	17.9	17.5	17.7	16.9	17.1	19.2	19.6

現 業 員	知事部 局 等	職 員 数	360	353	352	347	340	327	309	291	21	14
		平均給料月額	346,817	347,530	351,197	354,423	357,807	357,672	362,768	365,667	382,943	387,843
		平均年齢	45.9	46.4	47.2	47.8	48.5	49.0	49.4	50.0	54.4	55.5
		平均経験年数	26.4	26.7	27.6	28.2	28.9	29.4	29.9	30.5	35.6	36.7
	企業庁	職 員 数	2	2	2	2	2	2	2	2	—	—
		平均給料月額	355,550	358,850	362,000	365,500	369,000	370,100	386,050	392,400	—	—
		平均年齢	46.0	47.0	48.0	49.0	50.0	51.0	55.0	56.0	—	—
	病院 事業庁	平均経験年数	26.5	27.5	28.5	29.5	30.5	31.5	35.5	36.5	—	—
		職 員 数	31	24	11	11	10	10	10	8	—	—
		平均給料月額	342,165	344,897	339,690	345,018	358,980	361,880	367,160	368,125	—	—
		平均年齢	45.3	46.0	45.4	46.2	48.5	50.2	51.2	51.1	—	—
		平均経験年数	25.1	26.1	25.2	26.0	28.3	29.6	30.6	31.0	—	—

総 計	職 員 数	23,025	22,897	22,073	21,840	21,795	21,661	21,485	21,242	20,990	20,587
	平均給料月額	373,129	369,716	369,867	368,107	365,883	362,410	364,234	363,164	361,922	361,001
	平均年齢	43.1	43.0	43.3	43.1	43.0	42.9	42.8	42.7	43.1	43.0
	平均経験年数	21.1	21.0	21.3	21.1	20.9	20.9	20.7	20.6	20.9	20.9

(注) 行政職の「一般」とは、知事部局、各種委員会事務局及び警察をいう。

